

當麻庁舎の危険性排除に 伴う機能再編に関する 特別委員会

令和 6 年 3 月 2 2 日

葛 城 市 議 会

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会

1. 開会及び閉会 令和6年3月22日（金） 午後2時01分 開会
午後6時22分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 奥本佳史 |
| | 副委員長 | 松林謙司 |
| | 委員 | 西川善浩 |
| | 〃 | 柴田三乃 |
| | 〃 | 吉村始 |
| | 〃 | 谷原一安 |
| | 〃 | 増田順弘 |
| | 〃 | 西井覚 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 川 村 優 子 |
| | 議 員 | 横 井 晶 行 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 庁舎機能再編推進室長 | 吉 田 和 裕 |
| 庁舎機能再編推進室主幹兼教育部理事 | 葛 本 章 子 |
| 〃 兼文化会館長 | 庄 田 康 則 |
| 〃 兼図書館長 | 石 川 孝 子 |
| 庁舎機能再編推進室長補佐 | 木 下 友 博 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- | | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 事務局長 | 板 | 橋 | 行 | 則 |
| 書 記 | 新 | 澤 | 明 | 子 |
| 〃 | 神 | 橋 | 秀 | 幸 |
| 〃 | 岸 | 田 | 聖 | 士 |

7. 調 査 案 件

(1) 當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項

開 会 午後2時01分

奥本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。当委員会、前回は9月13日ということで、かなり長い時間が空いてしまいました。実はこの間、前回の委員会で報告ありました指定管理者制度、前回、報告の基本方針（案）の中で最後のほうで、検討における仮説というところで、（仮称）當麻複合施設の新たな管理手法として指定管理者制度を導入することについて、導入コスト等を含めた検証作業を行うことが有効というふうに示されましたので、指定管理者制度の勉強会を一応開催するべく段取りを組んでおりました。ところが、講師先生のご都合がつかなかったのが今回なしになりまして、この日になりましたことをおわび申し上げます。

では、本日、また盛りだくさんの報告事項、検討事項がありますので、慎重審議よろしくをお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯をしているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけ発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスク着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項についてを議題といたします。

本日は理事者から報告がありますが、範囲が広いので4点に分けて説明願いまして、その都度質疑していきたいと思っておりますので、ご承知おき願います。

では最初に、（仮称）當麻複合施設のゾーニング案について、理事者から報告願います。

林本総務部長。

林本総務部長 こんにちは。総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

本日はお忙しい中、當麻庁舎の危険性排除に伴います機能再編に関する特別委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど委員長のほうからも申し上げていただいたように、ご報告申し上げます案件につきましては、現在進めております當麻複合施設の整備に係る進捗状況につきましてご報告をさせていただきますと存じます。

報告案件は4件でございます。1つ目が、先ほどおっしゃっていただきました設計における當麻複合施設のゾーニング案につきまして、イメージ図が出来上がってまいりましたので、お示しをさせていただきたいと思っております。2つ目は、設計業務と並行いたしまして現在作成中の複合施設管理・運営計画の前編案について、複合施設の管理・運営手法の方向性につい

て報告をさせていただきたいと存じます。3つ目は、複合施設周辺エリアにおけます市有地活用につきまして、令和5年12月にサウンディング型市場調査による民間活力の移行調査を実施いたしましたので、その結果について報告をさせていただきたいと存じます。4つ目は、今後の整備スケジュール案についてご説明をさせていただきたいと存じます。

なお、先ほど委員長もおっしゃっていただきましたように今回非常に内容量の多い案件となっておりますが、委員皆様の格別のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、これよりは担当室長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 失礼いたしました。委員外議員の紹介を忘れましたので、申し訳ございません。委員外議員の紹介です。横井議員。

横井議員 よろしくお願ひします。

奥本委員長 では、議事に戻ります。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 改めまして、こんにちは。庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、令和5年9月の特別委員会以降、月日が経過しておりますので、初めに振り返りといまして、前回の特別委員会では当麻複合施設の整備用地及び周辺エリアの測量業務の事業者の決定、それから、当麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務の事業者の決定、及び民間事業者の参入意向調査の実施予定、それから、(仮称)当麻複合施設整備に係る設計等業務における公募型プロポーザルの実施、最後に、当麻複合施設の管理・運営基本方針の案についてご説明をさせていただいたところでございます。前回に引き続き、その後の当麻複合施設整備に係る事業の進捗についてご報告をさせていただきます。

(仮称)当麻複合施設整備に係る設計等業務についての進捗についてでございますが、こちらにつきましては令和5年10月に公募型プロポーザルを実施し、受託事業者を決定いたしました。その結果につきましては、10月末に議員の皆様にお知らせさせていただいたところでございます。

今回、複合施設のゾーニング案、配置案ですね、をお示しさせていただきたいと存じます。配付いたしましたA3横の資料1、1ページをご覧ください。これまでの経緯を簡潔に振り返りますと、葛城市当麻複合施設整備基本計画では、市民アンケート、ワークショップ、パブリックコメントや市議会特別委員会での意見を踏まえまして、新しい複合施設が目指す在り方を整理しています。地域の子どもたちやまちの大人たちがともに使いやすく、ゆっくり時間が過ぎせる場所であることをコンセプトに、1つの施設に複数の機能を共存させるための最適化・効率化の方針について必要事項を示しております。現在進行中の設計段階では、基本計画を反映した具体的な機能、サービスの配置について検討を深めていくことになります。

下段のこれから目指す施設像につきまして、葛城市らしい複合施設の実現に当たり、設計では基本計画に掲げる整備方針の具現化に加え、複合施設としての更なる魅力の向上を図

るため、市の地理的特性やまちづくりの考え方を建築空間に取り入れてまいります。

建築空間に取り入れる要素といたしまして、葛城市の特性を踏まえ、次の4つの要素を抽出いたしました。1つ目は、国技館の土俵のような来館者の一体感を生み、施設の核となる空間デザイン、2つ目として、葛城市の町並み、路地、坂道、石段、井戸端のイメージを取り入れたまち歩き、散策、寄り道を誘発するしつらえ、3つ目としまして、多様なしつらえの中を紡ぎ、来館者の新たな居場所、学び、活動、出会いを創出する空間づくり、4つ目として、奈良盆地の山々の稜線や町並みがのぞく見晴らしのよい景色を取り入れた、ゆったりとした時間の流れを感じる居心地のよい居場所づくり、そして、これらの要素が織りなす建物全体の建築コンセプトを、ページ右側中段のとおり定めております。広場、道、かけ橋が奏でるみんなのまち。それぞれのキーワードは次のような意味を含んでおります。

広場は、改修ホールのホールは、気持ちよく施設全体を見渡せる広場とし、来館者の一体感を生む大きな結節点の役割へと生まれ変わらせます。道では、歴史街道のように巡り歩く道を配することで、来館者は変化に富んだ館内の様子に誘われつつ、自分の居場所を散策することができます。かけ橋では、広場を囲む階段は全てのフロアを緩やかにつなぐかけ橋となります。見晴らしのよい広場を配し、フロアの異なる道をかけ橋がつなぐことで、来館者の散策範囲が館内、まち全体に広がります。葛城市らしい複合施設の実現に向けたこの建築コンセプトを基に、続いて各フロアのレイアウトを検討してまいります。

2ページをご覧ください。基本計画及び建築コンセプトを踏まえ、複合施設を構成するそれぞれの要素を平面的に配置したイメージ図となります。求心性のある広場を中心に、基本計画で抽出した構成要素の間をかけ橋がつなぐ様子や道が巡る様子をイメージしています。各要素が広場、道、かけ橋によって緩やかにつながっていることや、目的地まで散策する様子をご理解いただけたと思います。ただし、実際の建物は3階建てですので、フロアごとにグループ分けする必要があります。

続いて3ページをご覧ください。それぞれの活動内容により共通点が多いものを7つのグループに分類し、1階から3階の各フロアに配置いたしました。7つのエリアの持つ特性が最も効果的に発揮できるよう、建物全体としての相乗効果や、にぎやかな場と落ち着いた場のグラデーションについて、繰り返し配置パターンを検討してきました。

エリアの特性は、漢字一文字で象徴的に表現しております。詳細な説明は割愛させていただきますが、窓というところでは、行政窓口の窓という字を、緩、緩むという字では、リラックスし心が緩むという意味の緩むという字を、学では、学生や学びの学という字を、創では、創作や創造の創するという字を、活では、活動や活力から活かすという字を、迎では、歓迎するという意味の迎えるという字を、育では、子育てや教育の育むという字を採用し、エリアの持つ特性を表しています。

ページ右側では、建物の断面の様子を示しています。平面図で分かりづらい点でもありますが、今回の改修における最大のポイントとして、既存建物のホールという大空間を活用した増床により、中二階となる中間層を設けています。この中二階の上段は、建物全体が見渡せる見通しのよい大空間として、各フロアの機能をつなぐ核となる機能に生まれ変わ

っています。つまり、2 ページで示しました中心的な空間である広場の役割を果たすものとなります。この広場を中心に、かけ橋となる階段が各フロアをつなぎ、フロアの中を道が巡ることで、建物全体に一体感をもたらす効果が得られるようになりました。

また、中二階下段では、最大200人を収容する多目的スタジオが確保できますので、ある程度囲われた大空間として、防音性に配慮したしつらえが可能となりました。これにより、1 階エントランスから入ったフロアの育むや活力のエリアが持つ動的な機能から、3 階の窓口や緩むのエリアが持つ静的な機能へと、音環境のグラデーションが確保できるようになりました。

続いて、これまでの流れを落とし込んだ各階の具体的な諸室の配置についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。平面図になり、図面の右側が施設の北側となります。なお、時間の都合上、ポイントのみの説明とさせていただきますこと、また、今後の検討によって配置や構成が変更となる可能性があることをあらかじめご了承ください。

1 階の諸室配置となります。まず左上、キッチンスペースにつきましては、開かれた市民活動と連携しやすい位置に配置し、多目的スタジオの大空間と併せて、災害時にも活躍することを想定しています。

右上、多目的スタジオにつきましては、最大200人を収容する中規模ホールとして活用すると同時に、可動座席を収納し、フラットな床の大空間とすることや、パーティションで4 つに区切り、少人数向けの防音室とすることができます。

左下、エントランスに構える大階段には、本棚やベンチを備え、子どもを見守る保護者やコーヒーを片手に雑誌を読む方など、様々な人の居場所になります。大階段下の空間には、おはなしの部屋が収まり、ユニークなお籠もり空間となります。

中央下、エントランスの総合案内では、館内の手続や案内を集約するほか、市役所に来られる多くの方が必要とされる行政証明書について、コンビニと同様に発行が可能となるマルチコピー機を設置し、必要に応じて職員が操作案内を行いつつ、証明書が取得できるような運営を検討しています。

右下、プレイスペースでは、市民ニーズの高かった天候にかかわらず利用できる未就学児の居場所について、遊び場の要素を配置する検討をしています。屋外と一体感のあるしつらえにすることで、外からも子どもたちの様子が感じられ、複合施設のイメージを印象づけます。子ども図書館の横に配置することで、遊びを入り口に本と出会うきっかけをつくりたいと考えています。

次に、5 ページをご覧ください。2 階の諸室配置となります。

左上、グループ学習スペースや教養活動スペースでは、仲間との活動の成果を共有し、その輪が広げられるような活用を期待しています。現在の利用者グループはもちろん、学生たちにとっても使いやすいスペースとなることを目指します。

中央、かけ橋となる階段は、各階をつなぐ散策路となるだけでなく、腰かけて話したり本を読んだりもできるしつらえとします。

右上、公開書架は閉架書庫としながらも、必要に応じて中に入って調べものや本を見て回ることができる運用とします。共用スペースには、様々な利用を想定した閲覧席を用意し、図書館に滞在する時間を居心地よく過ごしてもらいたいと考えています。

右下の創作活動に向けたエリアでは、プリンターやD I Y道具などを備えたメーカースペースを設け、創作の幅を広げつつ、部屋の中の活動の様子が見えるなど、見る人の興味を引き、つくる人の意欲を高める開かれた場として運用することを想定しています。

続いて、6ページをご覧ください。3階の諸室配置となります。

左上、かつらぎギャラリーは、市民活動の情報共有、発信やアーカイブができるまちの情報スペースとして活用いたします。

左下、畳スペースなど使っていない部屋は開放して、誰でも使えるようにする運用を想定しています。部屋の使い道を固定せず、本を読んだり見晴らしを楽しんだり、自由な発想で活用してほしいと考えています。

右側、窓口エリアでは、落ち着いたフロアでゆっくり手続や相談ができます。フードコートで利用するような呼出しベルを導入することで、離れた場所でも順番待ちが可能となり、待ち時間に図書館を巡る方も安心して利用ができます。

続いて、7ページをご覧ください。屋上階の様子となります。

眺めのよい屋上は、従来の物よりも小さくなる新設の設備機器を整理し集約することで、自由に使えるスペースを確保します。眺望を生かしたヨガ教室や天体観測、スケッチ大会や歴史解説ツアーといったイベントでの活用も可能となります。

最後に、8ページをご覧ください。内観のイメージ図をまとめました。

プロポーザル提案時のものとなりますので、諸室配置などに変更が生じておりますが、ポイントとして開設した中二階のイメージがご理解いただけたと思います。参考にご覧ください。

今後の予定といたしましては、これらのゾーニング案を基に、各種団体への報告や市民向けの座談会の開催、また、図書館の利用等に関する市民アンケートを実施する予定をしております。

以上で複合施設のゾーニング案についての説明を終わります。

つきましては、説明いたしました事案につきましてご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま、まず1番目のゾーニング案について説明がありました。

この件につきまして、ご質問、確認事項等ありましたらお願いいたします。

吉村委員。

吉村委員 ご説明ありがとうございます。多くの人が集うという象徴的な空間としたいという思いが非常によく伝わってくるゾーニング案かなというふうに思って、拝見をしておりました。2つだけ確認といいますか、伺いたいと思います。

まず、図書館のことなんですけれども、私はできましたら、ツーフロアに分かれるんじゃないかってワンフロアであるのが図書館としては望ましいなというふうには思うんですが、いろ

いろな制約の中で、1階に子ども図書と、それから2階のほうに大人の図書というふうにされていると思うんですが、まず5ページの2階の図を見ましたら、図書館カウンターというのはきちっと明記されていて、ここで手続をするのかなというふうに思うんですが、1階も恐らくカウンターがないことはない、職員の方はおられると思うんですが、その辺りはどうなっているのか、その辺りどのようにお考えかを確認したいと思います。

それからもう一つがバリアフリーからの観点なんですが、2階の一般図書の書架があります。そこから、勘違いしていたら申し訳ないんですが、図を見る限り、例えば椅子とかに本を持って行って閲覧をしようとしたときに、階段の上り下りを利用するというふうに見えるんですが、例えば車椅子の利用者の方であるとか、そういったバリアフリーの観点から、恐らくクリアはされていると思うんですが、この辺りご説明いただきたいと思います。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、1点目になりますが、図書館の機能で1つのフロアに収めていただくという内容なんですけれども、その中で図書館のカウンターですね、今の平面図の1階の部分、4ページをご覧ください。2階にも受付カウンターという表示をしておりますけれども、1階の部分につきましても、ちょうど右側の青色で事務室と表示させていただいているところに受付カウンターというものを設けておりますので、そちらで受付をするということになります。

それから、2点目のバリアフリーの観点から車椅子等がどのような動線になるかということなんですけれども、これは5ページの2階の部分で、全館的にはエレベーターをつけております。それから、中二階になる一般図書のところからは、右側に一般図書の公開書架というところで、ここにスロープを設けております。中二階からはスロープを使って2階に行ってくださいという形に想定をしております。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。平面図だけ見ていますので、これも教えていただきたいんですが、まず1階の話ですね。1階の事務室のところに受付カウンターがあり、そこがというふうなことです。子どもが子ども図書であったりプレイスペースで遊ばれているときに、図書館の職員はこの受付カウンターからきちっと見渡せるように設計されているのかどうか。やはりそういうことがすごく大事なかなと思いますのと、それからおはなしの部屋も含めて、そういったものがいけるのか。

それからあと、これは先の話になるかとは思いますが、設計上、まずこれは複合施設であるということが前提ですので、それからずれてしまってもいけないので、そのことも含めてお答えいただけたらと思うんですが、図書館に限って言えば、1階のほうにいらっしゃる職員の数、2階のほうにいらっしゃる職員の数をどれだけ想定されているのか。もちろんこれは複合施設ですので、ちょっとほかの、例えば総合案内のとか、その辺りの職員とかも含めて、設計上、現時点ではどのように想定されているのかということをお伺いできればと思います。

それから、スロープについてはあるということで、これは例えば本を読んで、本をまた借

りたいわと言って書架に行って戻ってというところで、ストレスにならない程度に設計されているというふうに理解していいのかどうかということの確認ですね。

それからあともう一個だけなんです、4ページのほうの総合案内のところに、セルフコーヒーマシンというのがありまして、いろんな意見の出た中で、ゆったりとコーヒが飲めるコーヒカウンターみたいなのを設置してほしいというような声もあったかと思うんですが、最終的にはコーヒーマシンを置いているだけになっているようにも見えるんですが、この辺り説明もいただけたらと思います。

以上です。

奥本委員長 今ありました職員の数って、これは運用のことに入ってしまった、今回はゾーニングの案の説明ですが、できますか、その辺り。説明可能ですか。いけるのであればお願いします。
吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問の1点目でございますけれども、まず、1階のカウンターで、受付カウンターが事務室の横ということで、子どもの見守りというところに当たりましては、出入口の入ってすぐのところに総合案内という場所を設けております。こちらにも職員を配置し、そこで見守ると。出入口に近いので、そこで見守るという形を想定しております。

それから2点目の職員につきましては、現在のところはまだ未定でございます。配置の人数はまだ未定でございます。

それから3点目のセルフコーヒーマシンですね。こちらは、今の想定案ではセルフのコーヒーマシンとしておりますけれども、これまでにアンケートやワークショップ等でご意見を聞いた中では、カフェを設置してほしいということも多数聞いておりますので、カフェにつきましては現在ニーズ調査をしているところですので、今後、そういった事業者が現れれば、この配置案もまた変更という形になるかと思えます。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 先ほどの件で、車椅子の方は書架と、それからあと、閲覧室というか閲覧スペースの間で車椅子はスロープで移動されるというふうに伺いましたが、これについてはストレスなく移動されるというか、人によっては頻繁に移動されることもあろうと思いますが、そういうふうな設計であるということで理解して大丈夫でしょうか。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、スロープにつきましては車椅子がゆったりと通れるようなスペースを確保しております。形としております。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。国技館のような空間とか、それから、そういう象徴的なことというのは非常にいいアイデアだなと思って聞いておりました。一応参考までに、私の意見として参考にしていただけたらと思うんですが、これは複合施設ですよ、そのことは重々分かっているんですが、もし図書館が1階と2階というふうなことになりますと、現在の新庄図書館、當麻図書館の職員の状況なんかを見ていて、最低やっぱり1階に、図書館としては3名、上のほ

うには3名、合計6名の職員は必要となってくるかなというふうに思います。ただ、これは複合施設で考えられていますので、その辺りも併せて、これは私の意見として、また今後、検討していただけたらありがたいと思います。

以上です。

奥本委員長 確認です。先ほど吉村委員からのセルフコーヒーマシンのお問い合わせがございました。回答として、現在ニーズ調査を行っており、事業者があればという話でしたけども、これは事業者が出てこないと現行のままいくという意味に捉えて大丈夫でしょうか。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの委員長の確認事項ですけれども、おっしゃるとおり、事業者がおられなければセルフマシンを置くという配置になります。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、1階のところにある市民活動スペースなんですけれども、これはどういったイメージで使われると、活動されている方が集まれるのかなと思うんですけど、イメージとしてどういうふうに使われるのか教えていただきたいのと、おはなしの部屋なんですけれども、大階段の下にあるということなんですけど、イメージがよく分からなくて、入り口がどこにあって、結構囲まれたお部屋なのかなという感じなんですけど、イメージを教えてくださいませんか。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、まず1点目の市民活動スペースの使い方ですね。こちらは市民活動スペースの上にキッチンスペースというのを設けておりまして、そこと一緒に合わせて、調理したものを市民の方が市民活動スペースで提供するとか、野菜等を持って、そこで販売するとか、そういった市民活動も考えております。平時につきましては、ランチスペースとしてご利用いただけることも想定しております。

それから2点目のおはなしの部屋になりますけれども、大階段の下で想定しておりまして、大きい階段の下ですので、その階段下にスペースが生まれます。そこに大人が入れる入り口と子どもが入れる小さい入り口と、そういった子どもにとっては隠れ家的な空間になるような、そういったことを想定しております。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 私、市民活動スペースと聞いて、市民活動をされている方が交流するような場所なのかなと思ったんですけど、キッチンを使ってということなんですけど、販売も言われていたかな、野菜の販売とか、あと調理もされるということなんですけど、そしたら、営業できるような、ちゃんとした許可を取ったようなキッチンにされるということによろしいんでしょうかというのと、おはなしの部屋なんですけど、入った感じが多分囲まれた感じになっていて、それって光が入らない暗い部屋になるのかなと思うんですけど、光のイメージはどうなのかなと思って。お話会もされているのをイメージとしては、ほんのり暗いところでお話とかをされるのかなというイメージなんですけど、光のイメージはどういう感じが教えてください。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 庁舎機能再編推進室の木下でございます。よろしくお願いします。

1つ目のキッチンスペース及び市民活動スペースにつきましては、市民活動スペースの用途に関しては、あまり使い方を限定せずに、ランチスペースであったりとか、お話をされるような、おしゃべりされるような場所であるとかというふうに、ふだんは使っていただきたいと思っております。場所のキッチンスペースと隣り合わせた意図としましては、例えば災害時に、そういうキッチンスペースを使って炊き出しの対応ができることであるとか、あと、調理ができる環境が整っておりますので、調理をしたものを市民が活動の中で提供するというようなマーケット的な想定をしております。ただ、これは食品衛生法の関係もありますので、許可が取れる環境がそろったとしても、許可を取る人が誰になるのかというような運用の面では、仮に食品衛生法の許可を持っておられない方が活用できるのかというふうに問われると、少し難しい面もあるのかなとは思っております。基本的には、許可を得られた事業者がそういったスペースを活用して、時には出店をされて、そういうのを受け入れる環境として使っていただけるのかなというように思っています。

2つ目のおはなしの部屋ですが、これに関しては階段下ということで、少し暗いスペースにはなってしまうと思うんですが、空間としては入り口であるとか、窓のような穴であるとかというのは空けることができると思っています。詳細にそういうしつらえを今のところまだ確定させておりませんので、これから検討の余地はあるかと思うんですが、暗さに関しては照明で補いながら、お話の会が運営できるような環境を整えていきたいなと思っております。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 キッチンスペースはスポット的な感じで、誰かが料理をしてお出しするというようなイメージに聞こえたんですけど、せっかくなので、本当に活用できるように考えていただきたいなと思うんですけど、あとおはなしの部屋は、逆にちょっと薄暗いほうがいいのかと私は思っています。

以上です。

奥本委員長 詳細答弁を求めたいんですが、まず今のキッチンスペースのところの食品衛生法の免許云々の話なんですけども、このスペースは、建設に今後これから入っていく際に、ここで営業できるというのは、ちゃんとそういう免許か何かは取れるんですか。確実に取れるんですか。そこで運営される事業者は後から探すにしても、前提として、ここで調理あるいは販売も大丈夫という、そこはちゃんと確実に取れるということによろしいですか。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの確認事項にお答えします。

キッチンスペースに関しましては、基本的に今の現状の施設の調理室をこちらのほうに置き換えるということが第一義の目的ではあるんですが、今確認事項にございましたように、保健所の許可が取れるような仕組みというのは確保できるかなと思っております。その辺は確認しながら進めていきたいと思っておりますので、食品衛生法上の許可を持っておられる

事業者が来られた場合には、活用ができるというふうに想定を進めていきたいと思っております。

奥本委員長 川村議長。

川村議長 今の説明で、例えばいろんな加工施設の販売ができる許可の施設としての許可というのは、ここはオープンになっているわけですね。オープンになっている場所で、衛生基準がそこに確保できるのかというのは、もう少し調べていただいて答弁いただいたほうがいいのではないかなと思うんですけれども。そこは食品衛生法の、自分たちは許可を持っているという問題ではなくて、その加工施設自体が、例えば、今道の駅でしたらお餅の加工室、それから総菜の加工室、いろんな許可があると思います。だから、今の答弁ではあやふやなところがあるので、それは確認をしていただきたいなというふうに思いますので。

奥本委員長 それは確認をお願いできますか。

もう一つ、私のほうから確認ですけど、先ほどの柴田委員のおはなしの部屋なんですけども、動線がこの図では分かりにくいんです。具体的に、どの方面からどういう形で入っていく形になるんですか、これは。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 おはなしの部屋についてでございますけれども、黄色で示しているところが共用部分でございます、おはなしの部屋、階段の下ということで、どちらからもおはなしの部屋の階段下に入っていけるような想定をしております。ですので、子ども図書のところから階段を上っておはなしの部屋に入ることができますし、逆に、市民活動スペースのほうから階段を上っておはなしの部屋に入ということを想定しております。

奥本委員長 要は、国技館みたいに、土俵みたいなイメージのところの一旦階段を上ったところから入るという、階段の下ということなので、その下から潜るというふうに理解したけど、違うんですね。もう少し分かりやすく、中二階という意味ですね、もう少しお願いします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 今回の想定しておりますゾーニング案は、階段がかけ橋というところで、かなり多く階段を設けております。おはなしの部屋というところは、施設に入ってきたらいきなり大きい階段が目前にあると。その大きい階段の空間の周りに小さい階段がありまして、階段に腰をかけて本を読むこともできますし、本が階段下にも配架されているというような空間を想定しております。ですので、おはなしの部屋に入ろうと思えば、大階段の下の空間なので、そこにはちょっと小上りの階段を上って子どもが入っていくと。また、大人も入っているという空間になっております。

奥本委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 ちょっとお伺いをさせていただきたいんですけども、中二階を設けて、そこが国技館のような広場のイメージやということで、當麻文化会館というのはもともと指定避難所でもないし、緊急避難所でもないんですけども、強度的に中二階ということで、耐震的に今まで

と変わらんのか、それともむしろ耐震化が増したんかということをお聞きしたいということ
と、そしてもう一つ、図書館の本の蔵書のことですね。倉庫ですね、今現状、蔵書を収める
倉庫があるんですけども、そこら辺のところは今回の複合施設の中には設けられておるん
ですか。今閉架図書があるんですが、全て収まりきるんですか。教えていただきたい。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 まず1点目の中二階の耐震性についてでございますけれども、この中二
階というのは、現在の當麻文化会館も大きいホールの吹き抜けのホールがありますので、そ
ういった形、そこは今回、躯体、基礎はそのまま使っていきますので、ホールの部分はこ
ういった形で残ってしまうんですが、そのホールの吹き抜けの部分のところに床、スラブを
増床しまして、中二階を設けるという形になりますので、設計者のほうも、耐震性能は十分
満たしているということでございます。

それから、2点目の図書館の蔵書の特に閉架書庫についてでございますけれども、ゾーニ
ング案では、まず1階のところに閉架書庫を設けさせていただいています。こちらは子ども
図書の閉架の部分を入れる倉庫として、書庫として使っていただくのと、それから、5ペー
ジの2階には一般図書の右側に閉架書庫という形で、一般図書の閉架を収める倉庫を設けて
おります。

以上でございます。

奥本委員長 今現在の蔵書が全部閉架書庫に収まるかという問いが抜けていたと思うんですけども。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 補足と併せてお答えしたいと思います。

1点目なんですが、耐震の性能に関しましては、今現在の文化会館ですね、當麻文化会館
の耐震性能よりも耐震の性能を上げた改修を想定しておりますので、新たに耐震性能の高い
施設として、全体としては生まれ変わるということになります。

2点目の蔵書数なんですが、今當麻図書館にあります10万冊の蔵書に関しましては、基本
的にはそのまま新しい複合施設の中に収まるという想定をしております。そのまま本を持っ
ていくということではなくて、蔵書に関しては内容を整理しつつ、将来の蔵書計画を見越し
た上で、上限を10万冊と設定をさせていただくという予定でございます。

以上です。

奥本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 図書館の書庫につきまして不安もあったんですね。図書館で図書の入替えとかをする
場合に、非常に2階は階段も設けてあるし、そういうようなところで大変かなと思ったん
ですけども、2階の部分は2階に収めると。子どもの分は1階に収めるということで、そこら
辺の負担もないのかなと思って理解しました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 これ、説明いただいたんですけども、頭に景色が浮かばないというのが現状ですので、単
純な質問から入らせてもらいます。1ページのところで説明いただきましたように、従来の

ホールがありました。それから、いろいろ講座であつたりという、そういうお部屋、研修室とか、それからピアノの置いている、コーラス等が使うとか、そういった生涯学習活動に使っていた文化会館の機能、それから図書館、それから庁舎機能と、この4つの機能をここに入れていただいたんですけれども、従来の特に気になる点につきましては、生涯学習活動に使っていた床面積が新たな設計の中で確保されているのかどうか。その辺のところをお聞きしたいなと思います。

庁舎機能のところでお聞きしますけれども、総合案内と、これ、丸い囲いでしているのでイメージが湧かないんですけれども、今當麻庁舎の仮事務所でやっていただいている、ああいうイメージがここに移動するぐらいの大きさといいますか、規模なのかどうかですね。

それから気になるのが、見えないんですけれども、仕切りって皆、あるんですかね、ないんですかね。黒い実線は皆、壁やと思ったらいいんですかね。

一般図書のことでお聞きしたいんですけれども、子ども図書もそうなんですけれども、実線が入っていないということは、通り抜け、行け行けのイメージなのか。階段で本を読むって、2階の一般図書のところでおっしゃられていたんですけれども、結構広い、だだっ広いところの真ん中の階段の上に図書館がある。階段のところでも本が読める。本来、現状の図書館のイメージというのは、以前に私もいろいろと図書館の移動のところで心配したんですけれども、静かにしてねというイメージで、静粛な空間のイメージから、こうやって広い、周りが行き来しているところで本、図書館があるというイメージがなかなかびったり私の頭の中へ入ってこないんですけれども、その辺の音対策ですね、これは必要ないんかどうか。

それともう一つ、1階、4ページの図が一番分かりやすいかなと思うんですけれども、外からの出入り、探しているんですけど、通用門という口は1つ見つかったんです。これが右側にあるということは北側にある。北側にあるということは、今のこども・若者サポートセンターのあの辺から入っていくか。歩道って書いているところのさらに下が駐車場。駐車場に車を止めて、どの動線でこの通用門まで入ってくるの。これ、路地的なイメージになるんですけれども、道端に入り口というのもあるんですかね。育むプレイスペースのところとか、風除室のところとかも入り口になるんですかね。その辺、分かりにくい。イメージからいくと、総合案内というのは入り口にあるから、風除室の3つの丸、柱が3つあるのかな。そこが一番大きな入り口、正面入り口になるというイメージなんですかね。

3つか4つ言うたけど、教えてください。

奥本委員長 質問をまとめますね。確認をお願いします。

まず、生涯学習活動に利用していた床面積が現在確保できているのかが1つ。次が、総合案内は現在の分庁舎の案内を丸々移動するイメージであるのか。それから、音対策として仕切りとか、階段での読書についてどうなっているのか。出入口のところ、外からの動線がどうなっているかというところでよろしいですか。

増田委員 はい。

奥本委員長 あと、説明のところをお願いしたいんですけれども、先ほど用途について説明いただきましたけれども、この図の見方として、白い三角形が何を意味するかとか、黒が何であるか

というのを、併せてそれも出入口のところで説明をお願いします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、4点ほどあったかと思います。

まず1点目の床面積が確保されているのかどうか。こちらは整備基本計画というものを策定しておりまして、そちらで各諸室の面積等をお示しさせていただいております。その面積はおおむね確保できております。

それから2点目の総合案内につきましては、委員おっしゃるように、今の総合窓口でいる案内係ですね、その案内係を配置する予定をしております。業務としましては、マルチコピー機というのを置きますので、そこで諸証明を取るためのお手伝いをしたりとか、マイナンバーを使うということになったときのお手伝いをするというようなことも想定しております。

それから3点目の仕切りで音対策ということでございますけれども、新しい複合施設は3階建てになりまして、資料の3ページに、今回中二階というものを設けますので、なかなかイメージがつきにくいかなと思うんですが、この3ページの右側、青い部分で、動から上に向かって静という矢印をつけさせていただいているんですが、1階は迎えるということで、にぎわいのある、子どもたちの声も聞こえるような、そういったフロア、そこから上へ上がっていくごとに静かなスペースと、要は庁舎機能が3階にということで静かなスペースになるような配置ということを想定しております。

音対策でございますけれども、本当に自習をしたくて、静かに本を読みたいとか、自習したいという市民の方であれば、3階にあります静かなスペースという部分、左上に緑色で表示させていただいているんですが、こちらが自習室というようなところで、こちらでゆっくりと勉強していただくという形も想定しております。

それから4つ目の出入口なんですけれども、大変申し訳ありません、分かりにくくなっていると思いますが、4ページの1階の部分に、左下なんです、大きく白の三角形で上に風除室という表示がございます。こちらが出入口になります。この出入口は、ちょうど委員おっしゃったように、歩道から東側が今現在の図書館の駐車場になっていますので、駐車場に車を止められたら、竹内街道の国道の交差点まで来ていただいて、横断歩道を渡って出入口のところに来ていただくという動線を設けております。

最後に、三角、それから丸の黒い四角の表示、これは柱になります。

以上でございます。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 従来なら、研修室とか会議室とかいった表現で、ここにこんだけの会議室があるとかという表現をしているんですが、今回のスペースにつきましてはいろいろと市民活動スペースとか、キッチンスペースとか、プレイスペースとか、共同活用スペースとか、違った活動の表現をしておられるので、固有の利用スペースなんかというふうなイメージがあったんですが、要するに、研修室、会議室の表現の仕方をこういうふうにされているというふうに理解させていただきます。

一番心配されているのは、建て直してよくなったか、悪くなったか、当然よくなったとい

う評価をいただきたいので、不自由のないように、従来より使い勝手のいい改造といいますか、リニューアルをお願いしたいという意味で尋ねさせていただきました。

総合案内は、従来の今ある當麻庁舎の機能、コンセプトは、新庄庁舎に来なくても、大体、おおむね市役所に用事のある、用は足せる機能がちゃんと備わっているというコンセプトであるべきやと思いますし、今の分庁舎のところでもそういう説明でセットされていたので、そうであると。わざわざ遠い、遠いといいますか、新庄庁舎に来なくても、本庁舎に来なくても十分、ほぼほぼ用が足せるような機能をここにちゃんと置いているよということを、もう一度確認させていただきたいと思います。

それから仕切りについては、広いゆったりとした開放感のあるイメージと、上に行くたびに静かなイメージを確保しておるという造りになっておるということを確認いたしました。

それから風除室、出入口ですね。非常にうまく工夫されたなというふうに感心しています。というのは、私が一番懸念していた安全対策、はっきり言ってこの状態ではできているように思わない。ただし、ここから入ろうとすれば、横断歩道を通って入る必要があるから、おのずとから安全対策をしたようになっていにはなっているけども、実際、横断歩道をきちっと青で渡っていただければ、それにこしたことはないですけども、若干、入り口よりも北のほうにも駐車場がありますので、当然横切るといふ、そういう歩行者の方も出てくると思います。引き続き、安全対策の工夫をご検討いただきたいというふうに思います。あと、答弁があったらお願いします。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問で総合窓口のことになりますけれども、こちらは1階に総合案内を想定しております。これは、現當麻庁舎の総合窓口課の案内と同様の機能を果たすということで考えております。今回、庁舎機能を3階に設けております。いろいろとご意見を頂戴した中では、やっぱり窓口業務は1階にというご意見も多うございました。そういったところもいろいろと検討しまして、そこで、この総合案内で簡易な証明はこちらで、特に今マイナンバーカードの普及率も約8割の方が申請されてお持ちだと思いますので、そういったマイナンバーカードをこちらで使って諸証明を取っていただく、そのためにマルチコピー機を配置するという想定をいたしております。

以上でございます。

奥本委員長 道路の横断対策が若干不安が残るということですが、それについてどうですか。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 委員おっしゃるように、引き続き検討のほうはさせていただきます。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 ちょっと蒸し返しで悪いですね。3階に教育長のお部屋がある、会議室がある、ほかは机が並んでいる、受付がある。ここって、教育委員会部署のお部屋なんですよ。これと住民サービスの対応と兼ねるんですかね。ほかにそういうスペースってあるんですかね。

奥本委員長 行政機能に関しての詳しい説明を求めます。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 説明不足で申し訳ございません。3階のところには、今の當麻庁舎の総合窓口課、それから教育委員会、それと、こども未来創造部がそのままこの3階に移ってくる想定をしております。そこで、総合窓口課が3階に配置という想定にしていますので、市民の方が入り口から入ってこられたときに、簡易な証明だけを取りにこられた際に3階まで上っていただくのではなくて、総合案内で諸証明がマイナンバーカードを使って取れるような、そういったことを想定しております。

増田委員 分かりました。

(発言する者あり)

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 再度申し訳ございません。3階の紫色の一番右上の教育長室となるところのエリアは、こちらは教育委員会が配置を考えております。それから、窓というところ、これは窓口ということで示させていただいているんですけど、こちらには総合窓口課とこども未来創造部の子育て支援課とこども未来課が入る配置としております。

増田委員 結構です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくをお願いします。

まず1点目ですけれども、今日、かなり詳しい設計いうかな、建物の中の様々な部屋、あるいは階段、その他、入り口も含めて、設計の基本的なところを今見せていただいているんですが、これは今日お話しして、今度予算特別委員会にも予算がついていますが、基本的にこの形で設計が進んでいくというふうに考えていいのかどうかお聞かせ願いたいんです。つまり大きく変えることができないのであれば、これを認めた前提で細かいところをもうちょっと詰めていく、議論していくんかなというふうに思うんですけども、それをお聞きしたいんです。プラス、これから設計が進んでいきますけども、最初の段階でお話もありましたように、やはり基本設計が決まってしまったら、あとは大きいところは動かせないし、横から意見を言ってもらっても、そこで変えるというのは大きく形が崩れていくことになるし、設計業者としてもやりにくいというふうなことを聞きましたので、あとのスケジュールのところで出てくるんだったらそれでいいんですが、いつまでこういう、どこまで我々が議論できるかということも含めて教えていただけたらと思います。これが1つ目です。

2つ目ですけれども、大変私も分かりにくいなと思っているんですが、イメージとしては、これでいいかということになるんですが、3ページのところにありますように、今回の建物の特徴は中二階があると。中二階のところは上は吹き抜けになっているし、下もそこだけ吹き抜けみたいな形やから、1階からすると真ん中の広場の下は非常に高い、中二階までの高い天井になると。それから中二階のところが、これが大人の開架図書があるところですよ。そこからまた上は吹き抜けになっていますよと。そのサイドに1階、2階、3階とあって、先ほどありましたおはなしの部屋ですか、大階段というやつ。大階段というのは、中二階までずっと上がっていく階段のことだろうと思ったんです。そこで広場のところにおはなしの

部屋があると。そういうイメージで私は捉えて、1階、2階、3階というふうに見ていって
るんですが、よく分からないことがあるので、それをお願いしたいと思うんですが、質問し
たいと思いますが、1階のところにおはなしの部屋があります。そこに階段のマークがあっ
て、矢印があって、これはだから中二階に続く階段だと思うんですが、その周辺に、これも
階段ですよ、4つあるのかな、矢印のところ。この階段はどういう階段なのかということ
を1つ教えていただきたいんです。

それから2つ目は、多目的スタジオというのは、上の天井は中二階になるので、多分高い
天井だと思うんですよ。ところが、多目的スタジオの舞台のほうは、5ページのところを見
ると、2階なんですけれども、2階のところに一般図書の中二階のところが書いてあるから
ちょっと分かりにくいんですが、舞台の奥のほうがちょっと天井が低くなるんですかね、こ
の公開書架。2階ぐらいになってしまうのか、天井がね、舞台はね。多目的スタジオは一般
図書のある中二階のところになるので、ここら辺の仕切りがよく分からないんです。これが
2つ目ですね。そこを教えていただきたいんです。多目的スタジオの天井の高さが舞台側が
低くなるような気がしますので、教えていただきたいのと、それからもう1点ですけれども、
5ページ目の2階の部分は一般図書いうてありますけど、これは一応中二階ですよ、一般
図書はね。だから、2階のところは吹き抜けになっていて、そこから1階とか2階に上がる、
2階か3階か。そこら辺がちょっとぴんとこないな。中二階やから、2階と3階ですね。2
階と3階に上がる階段が周囲にあると。

私は高齢者の部類に入りますので、図書を利用しようとしたらどういう動線になるかとい
うことを考えた場合、4ページの1階の風除室から入って、子ども図書のところを横切って、
エレベーターで2階まで上がるんか、あるいは3階まで行ってか、そこから中二階へ行くの
が、先ほど吉村委員がおっしゃったスロープがあると。だけど、若い人は階段があるからす
ぐ行ったりできるんでしょうけども、高齢者が図書館を利用するには、私の印象としては使
いにくいかなと。動線がよく分からない。すっとは行けない。少なくともすっとは行けない
ような気がするんですけど、ここら辺はどうなんですかね。例えば階段に手すりがつくとか、
階段そのものが高齢者は大変かもわかりませんが、ここら辺の考え方を教えていただきたい
んですわ。スロープがどういうふうにつくかも、私もよく分からないんですけれども。何か
所つくか、どこについているかも分からないので、そこら辺をお願いします。3点。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問で1点目のゾーニング案のこの形でいくのかどうかとい
う質問だと思うんですけども、基本的にはこの形でいく方向をしております。大きな変更
というのはなかなかできないと。といいますのが、図書の部分につきましては、増築する部
分になるんですけども、積算の荷重のことも考えた上で設計をしていただいておりますの
で、大きな変更はできないということになります。

それと、いつまでかということでございますけれども、今回基本設計の完了が5月を予定
しておりますので、5月までという形になります。

それと2点目の多目的スタジオの舞台の天井の高さということなんですけれども、多目的

スタジオの上は、委員おっしゃるように中二階の一般図書の部分になりまして、天井高が4メートルほどございますので、舞台のところも高い高さを確保しているということになります。

それから、3点目の階段の動線ですね。こちらにつきましては、風除室というところの出入口から入っていただいて、総合案内があり、そこで大きい大階段があるので、その大階段を上っていただくと中二階の一般図書には行けるんですが、お足の悪い方もおられると思うので、その場合はエレベーターのところまで行っていただいて、一旦2階で降りられると、2階から今度はスロープになるんですが、スロープを使って中二階に行ってもら、もしくは3階までエレベーターで行くと、今度はスロープを下りていただくと、そういう形になります。

以上でございます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。基本的にはこれでいって、細かいところは5月までということだと思います。1つ、天井の高さについてなんですけど、そうすると5ページのところの公開書架、これは2階ですよ。だから、この公開書架と、透かして重ねて見ると公開書架のところまで舞台がかかるので、公開書架のところは2階ですよ。だから、これを重ねて見ると舞台のところが公開書架にかかるので、公開書架は2階なので、多目的スタジオが中二階になるというのは分かるんです。舞台のあるところまでは中二階になると分かるんですが、舞台の奥は2階になってしまうのかなと。そこら辺が、設計だから、この図面だからあれなんですけど、でも、一応舞台も中二階のところまでいくという理解は、そういうご答弁だったのでそういうふうに捉えておきます。

高齢者の問題とも関わるんですが、動線をね、例えば若い人、高齢者、親子連れ、どういう動線でどういうところにどう行くのかということは検討されているのかどうかをお聞きたいんです。先ほど言いましたように、高齢者が図書室を利用するにはかなりハードルが上がったと。やっぱりエレベーターで行って、スロープで下って、座るところが階段なんです。机とかそんなのに座ろうと思ったら、また2階か3階のスペースのところまで行かないと椅子とか机がなくて、階段に座って見るタイプになる。ここら辺は工夫していただけないかなというふうな気がいたします。これについてお考えを聞きたいんです。高齢者にとって、座るところが非常に階段を使わないと難しくなっているなというのが1つ。

それから2つ目ですけれども、子ども図書館なんです。子ども図書のところ、子どもの図書のスペース。ここが風除室が入り口で総合窓口があって、市民の方も例えば総合窓口に行かれるときは、あるいは職員の方が、例えば教育委員会関係の方が3階へ行かれるとか、全部エレベーターか階段を使っていかれますよね。そうすると、子ども図書の横を通っていかれるんですよ。ここは非常に大きな流れの通路になると思います。つまりエレベーターを利用してということやからね、風除室から。するとその横に壁のない、子どもが自由にいる図書棚が並ぶとなるんですね。そうすると、子どもが人が通るところに出てくることもあるし、僕は子どもが落ち着いて本を読むという空間にはなりにくいのと違うかなと。この横

を大声でしゃべりながら、大人の人も通るだろうし若い人も通るだろうし、ある意味では通路ですよ、総合窓口からエレベーターのところが上に行ったりする。だから、この配置が私、こういうふうにするんだったら、囲いをつくるなりして、やっぱり子どものスペースは子どものスペースで仕切らないと、安全上の問題とか、防犯上の問題とか、安心して子どもが活動できるようなスペースにはなりにくいのではないかと。あまりオープンにして、大人がぞろぞろ通るようなところの横で子どもが本を読むというのは、私は考えていただきたいと思うんですけど、この点について伺います。

奥本委員長 先ほどの1回目の質問ところで、4ページの1階のところのおはなしの部屋に上るところの階段という話、これの説明が抜けていたので、それも併せてお願いします。小上がりですよ、要は、これは。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

階段についてなんですが、おはなしの部屋に上るまでのブルーの塗り分けた階段ですね。これは少しコの字に囲った部分がベンチのようなイメージのしつらえをしております。そのベンチとベンチの間を階段で数段、小上がりのように上がっていただくと。その同じ高さにおはなしの部屋をしつらえておりますので、おはなしの部屋は中に入ると少し掘り込んだような格好にはなるんですが、高さとしては1段上がった小上がりの段から入っていただくというような形になります。そこから中二階に向けて大階段を上っていただくというイメージです。もちろんこの大階段、手すりであるとか、上りやすい階段になるように配慮はさせていただきたいと思っております。

それと、先ほどの訂正ではあるんですが、スロープに関しては2階から中二階にアクセスするところがスロープになっておりまして、3階には設けておりませんので、その点1点修正させていただきます。

もう一つ、今ご質問にありました動線につきましては、少しでも子どもの図書館の部分であるとかと隣接するということですので、その辺の子どもの性質、そういったことも併せて、専門家に意見聴取であるとか、そういったことで勉強させていただきたいと思っております。

すいません、順番が逆になってしまったんですが、舞台につきましては、これは多目的スタジオの部分が4メートル程度の天井高になるんですが、舞台が少し高さが上がっております。1メートルほど上がると思うんですが、上がった舞台からその上の部分は、天井が張っていないような構造になりますので、要は構造のトラスというんですか、はりが見えたような状態になりますので、天井高としては同じように4メートル程度、段差はあるんですが、確保できるのかなと思っております。一応、公開書架とは干渉しないような構造になっているかと思えます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 先ほど言いましたように、やっぱり利用者の動線をもうちょっと細かく検討していただきたいなと思います。先ほど言いましたように、特に子ども図書のところはおはなしの部屋、お子さんが横切ります、今のままではですね。子どもの書架がありますよね、幾つか、これ

はオープンですから、子どもが走り回ったりして、ぴゅっとこっちのおはなしの部屋まで行くと、ここで歩く人とぶつかるというふうなこともありますし、ここはほんまにオープンですから、行き来のあるところで、いろんな方がおしゃべりしながらとか、ぞろぞろとか、いろんな活動をされる方がくつろいでお話ししながら通るようなところだと思いますので、これはぜひ検討していただきたいと思います。

それからもう一つは、小上がりとかそういうのがよく分からなかったのも、また次の機会に聞きます。

奥本委員長 もう一度確認だけしたいんですけども、今後のスケジュール的なところで確認をお願いします。まず基本的には、基本設計までは大体このままで、大きな変更以外はできない。大きな変更ができなくて、小さな変更は可能ということですか。それが5月まで可能。それは委員会からあるいは申し上げても、対応できる可能性があるということによろしいですか、5月まで期限が。具体的に5月までと言っても、5月のいつ頃までですか。設計に反映できる範囲で話が通るというか、話をさせていただくことが可能なのは、具体的に。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 今の確認事項にお答えさせていただきます。

設計の修正に関してですが、大きな修正というのは、構造の変更を伴うような修正という意味合いでして、例えば今の中二階のうち、下にある多目的スタジオと上にある図書館をひっくり返すとか、こういった構造の検討は非常に難易度が高い場合であるとか、そのほうが莫大な費用がかかってくるとかということを踏まえて検討をしておりますので、そういった大きな変更は難しいのかなというふうにお答えをさせていただきます。

小さな変更というのはどこまでかということなんですが、例えば部屋同士を入れ替えるとか、同じ面積同士の部屋を入れ替えるとか、こういった変更は可能ですので、これはお応えできる範囲かなと思います。

時期につきましては、今回の基本設計の完成を5月末を期限に目指しておりますので、修正が、修正と言っても、ご意見を賜ってから修正にある程度時間が必要になりますので、5月の早い段階でそういったご意見を集約しきらないと修正に間に合わないのかなと思っております。ですので、5月の上旬、早い段階で期限を切らせていただきたいかなと思っております。

残りの運営とか部屋の使い方ですね、そういったことにつきましては、5月末の基本設計の完了以降につきましても、引き続き一緒に検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

奥本委員長 もう一度これに重ねて、先ほどの大きな変更というのが構造の変更を伴うものということですけども、先ほど谷原委員のお話の中で動線の話が出ました。エレベーターの場所が、子ども図書の横を横切っていくとか通っていくということですけど、このエレベーターが仮に変更とかになった場合は、これは大きな変更に含まれるので、それはどうなんですか。例えば子ども図書の反対側のほうにこれを持っていったらどうかという案を、こちらから提案は可能なんですかね。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 大きな変更も全て不可能ではないんですけども、今現状この位置にエレベーターを持ってきましたのは、例えば地下室が機械室であった場所に書庫を設けようと考えておるんですが、その書庫への通じるエレベーターの位置ですとか、そういったことも含めてこの位置にエレベーターを据えるのがベストなんじゃないかというところで今提案をさせていただいているところでして、これを動かすとなるとそういった検討がまた重ねて必要になってくるかなと思います。

奥本委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 ゾーニングを見させていただいて、これをこうしたらええよとかということも僕の中になかなか難しくて、大体想像はついてしまっているんですけど、まず増築部分というのはどこに当たってくるのかなと思っていまして、増築部分はどの部分が増築、斜線なり分かりやすいようにしてもらったほうがいいんですけど、増築部分がどの部分になってくるというのを教えていただきたいなというところですね。構造的なことがあるんで、これ、新築じゃないので、いろいろとここをこうしたらいいよというの、確かに本当に苦労されてやっているというのが僕もよく分かりますので、なかなか難しいなと。でも、その中でも、階段を結構斬新なプランになっているなと思っていまして、縦増築もされるのかなと思うんです。トップライトを屋上に設けられるような形なんですかね。それも答えてもらって。そこから多分、1階まで光が落ちるようなイメージをされているのかなと、ずっと吹き抜けになっていて。だから、結構開放的な、斬新なプランには僕はなっているのかなと思って見ていたんですけどね。

ほんで、ただその中で1点、細かいところなんですけど、便所なんですけどね。水回り、便所をここの位置に集約したいというのはよく分かるんですけど、やはり動線的に、先ほど動線もあったんですけど、多目的スタジオや2階の一般図書とかを中心に両方に分かれるような形になると思うんですけど、多少なりとも北側のほうにも、お子さんもこっちに子ども図書もありますし、便所を持っていかれてもええんかなと。ほんまに細かい話なんですけどね。またあとのゾーニングについては、かなと思いますね。その辺1点お聞かせ願いたいなと思います。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 まず1点目の増築部分はどこになるかという質問でございますけれども、増築部分につきましては、2階の書庫の部分、それから3階の教育委員会の事務室のところが増築部分になります。それから、一般図書の今までのホールの上ですね、吹き抜けになっていたところの一般図書のところに床を、スラブを設けますので増床という形になります。

それから2点目の屋上のトップライトの件なんですけれども、トップライトという表現なんですけれども、これは天窓やスカイライトと言われまして、天井部に取り付けられた採光窓のことになります。それから7ページの屋上階のところに、ちょうどホールの形で真ん中

に立ち入りができない部分になるんですけど、こちらはハイサイドライトという大きな窓を、自然の光を取り入れる窓になっておりますので、そちらを想定しております。

それからトイレの件につきましては、少し検討をさせていただきたいと思います。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 内容は分かりました。トイレも、もともとの設備の話もありますし、検討するのも難しいところもあるのかなというふうに推察はしてなかなか、してくださいよというのも、検討はしていただいたほうがいいかなとは思いますが。

トップライトの件についても、ハイサイドライトの件についても、分かりました。結構大胆に縦増築といいますか、そういうふうに屋上の部分も改修されて、ここで屋上広場ってあるんですけど、エレベーターは屋上広場まで通じないんですかね。やっぱり厳しいんですか、そこは。ですね。屋上広場を利用される方が一旦3階で降りて、やっぱり避難階段みたいなイメージなんですよね、恐らくね。避難階段みたいなところを通して屋上に行かなあかん。だから、屋上広場の使い方としたら、エレベーターが上まで行けたらいいなと思ったんですけど、構造的に多分厳しいやというところなんですかね。ちょっとその辺。

奥本委員長 答弁を求めます。屋上へのアプローチとか使い方についてお願いします。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまのエレベーターの屋上についてなんですが、屋上へのエレベーターの到達は構造的に難しいということで聞いております。どうも増築という扱いになるようで、一体的に増築するのが非常にハードルが高いということで、費用的にも無理があるんじゃないかということで聞いております。

先ほどの補足で申し訳ないんですが、トップライトにつきましては、現在の天井に穴を空けて、そこに資材を入れるための穴を空けますと。それを活用しましてトップライトに変更するということです。縦増築というのはないということになります。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。縦増築はほんならしないということなんですね。了解しました。縦増築をされてのトップライトかなと思ったら、なかなか費用もかかるしあれやなと思ったんですけど、そういうことなんですね。

エレベーターに関しては理解しましたが、やっぱり避難階段なので、恐らくずっと常時閉鎖の階段になっていると思うんですよ、3階のエレベーターを降りたら。こっちに屋上広場がありますよというような形をちゃんと分かりにくいというか、ほんまに閉鎖的な階段になっておるので、その辺を工夫していただいて、屋上広場もこうやって使ってもらえるような形をソフト面でも取っていただけたらなと思います。

以上です。

奥本委員長 ここで暫時休憩を行います。再開時間、午後3時50分になりますので、よろしくお願いします。

休 憩 午後3時36分

再 開 午後3時50分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。先ほど高齢者の方の一般図書のところの使い方で質問をしましたけれど、関連になりますけれども、この図を見ますと階段に座って書籍を読むというふうなイメージがあるんですが、実際雨の日など、階段が濡れるとか、土足で上がり下がりするところに座って読むというのは大変抵抗がある方もおられると思います。そこら辺はどういうふうな工夫をされているのか。とにかく一般図書のところから中二階ですから、2階に下りるなりして、椅子、机のところへ行くまで距離があるので、階段に座ることについて何か工夫があるのかどうか。これについて1つお伺いします。

もう一つは、先ほど動線のことを言いましたけれども、今日も委員の中で細かいところの意見がいろいろ出ていますけれども、できたら私は使われるのは市民の方なので、例えば親子で使う方が、自分だったらこれでどういうところが、こういうものがあつたらいいとか、こういうところがどうかというふうな一回声を聞いてもいいんじゃないかなと。あるいは、今いろんなサークル活動をやっておられる方がおられます。教室とか、あるいはサークル活動をやっておられる方にこれを見ていただいて、使い勝手に、ここをこういうふうに改善してほしいとか、これは細かいところの使い勝手になるんですけども、普通家を造るときにも、コンセントの位置をどこにするか一つで後々の生活のしょうが変わってきたりすることもありまして、最初の段階で、5月まではそういう細かいところを聞く機会があつてもいいのかなと思うんですけど、お考えをお聞きしたいんです。

具体的には、女性目線とか子育て目線で見て、何か必要なものとか、いろいろと出てくるのではないかなというふうにも私も思うんです。例えば授乳室とかを設けてほしいとか、いろんなことも出てくることもあると思うので、その辺について動線のことも含めていろいろと一般市民の方にも、難しいかもわかりませんが、そういうふうなことはどうお考えかお聞きします。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問で1点目でございますけれども、階段の動線についてでございますが、なかなかこの平面図ではイメージしにくい部分があるかと思うんですが、階段については、階段のところに座れるように座布団を置いたりとか、サイドテーブルを置いてそこに本を置いて、階段に座って読むことができるとか、一般図書の中の書架だけに見えるんですけども、一般図書の中にも椅子とかを用意して自由に本を読んでもらえるような工夫をしたいと考えております。

それから2点目の市民の声を聞くということで、実際にクラブ活動をされている方であるとか子育て世代の方を対象に、意見交換会をさせていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。この當麻複合施設の検討に当たっては、市民ワークショップをはじめ、本当に市民の声を聞くという大変な活動を時間を取ってやっていただきましたけども、最後の段階になっていますので、最後の段階でもしっかりと皆さんの声を聞いて、いいものができるように期待しております。

以上です。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 私からも冒頭、今し方、谷原委員がおっしゃいましたみたいに、使うのは市民ですので、市民の声の意見交換会の機会を設けていただけるということですので、よろしくお願いします。

それから、先ほど西川委員が、トイレがやっぱり子どものところにあつたほうがいいというふうなことをおっしゃいまして、検討しますというふうにお答えいただいています。休憩時間にほかの委員とみんなでしゃべっていたら、みんな、そうやそうや、必要やというふうな声が多いですので、よろしく検討のほうをお願いいたします。

さて、3点お伺いをしたいんですが、まず、今ゾーニングということで、例えば仮に4ページの1階の図を見ると、それぞれ床の色を分けて表示はしておられますけれども、床面の素材、カーペットにされるのか、今現状であれば人工大理石みたいなのが多分入っていると思うんですが、それとかはイメージはどういうふうに考えておられるのかというのが1つです。

それから2つ目に、多分これは仮やと思うんですが、先ほど谷原委員のお答えで、例えば2階の一般図書のところに、書架しか並んでないけれども机等も考えているとおっしゃったので、什器のレイアウトですね、これについて、例えば4ページの1階の子ども図書の例えば什器のレイアウトって、仮に置いてあるだけなのかどうなのかということをお伺いをしたいと思います。

それから、1階の入り口、総合案内、風除室の左のほうに、新聞・雑誌コーナー、お薦め図書コーナーとかあるんです。これは恐らく一般の図書館であればブラウジングコーナーで、そこに行ったら例えば話題書あるいは新着図書が面になっていると、そういうイメージなのかなというふうに思うんですが、そういった理解でいいのかどうか。

以上3点お伺いします。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの1点目の床面の素材につきましては、これから検討させていただく予定をしております。

それと、一般図書の什器のレイアウト、こちらにつきましては今の平面図の配置の状態で、まだこれからになります。仮でお示しさせていただいております。

それと、1階のお薦め図書コーナーというのは、委員おっしゃるようなスペースを想定しております。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 1階に子ども用の書籍があつて、2階に大人の本があつて静かに読むスペース、3階のほ

うに行けば行くほど静かになるというふうなつくり方というのは、葛城市から近いところと言うたら海南市が経営しておられるノビノスという施設があります。TRCが指定管理入っておられるんですが、これをイメージするものだろうと思います。あそこは直営の図書館が1つあって、そしてそれと別にノビノスがあるというような感じなので、そういったことも念頭に置いておられるのかなというふうに思うんですが、今、話を伺いまして、懸念というか、これについてどう考えておられるかということで、対策は既にしているということであればそれをお答えいただきたいんですが、1階から3階まで階段を通じてつながっているという形で、海南市のノビノスというのはすごくよくできた設計で、1階で子どもたちがわーっと騒いでいるんですけど、2階、3階に上に行くと、しーんと静かなんです。そこで、別に仕切りとかはなくて自習とかもされたりとかしているんで、そういう空間になればいいなというふうに思うんですが、そこら辺はどのように対策というかを考えられているのかというのが1つ。

それから、あと、図書館の職員から見ると、これは懸念なんですけど、いわゆる先ほど申しましたブラウジングコーナー、本を読んだりとかするところが左奥にあって、子どもの図書スペースがあって、そして受付カウンターがかなり離れているんですね。これは使い勝手がよくないなというふうに思うんです。これはまた市民の方の意見も吸い上げていただきたいと思うんですが、そうなってくるとこの辺りであれば、例えば配置替えとかということは、今後、現時点では可能なかどうか、そういう検討ということは今、先ほど、ゾーニングのことで谷原委員が質問をされた中で、例えば図書館の部分を、本の部分と多目的スタジオを入れ替えるとか、これはできないというのは理解したんですが、この程度のことならば今後検討していただけるのかどうか、この辺り確認いたします。

奥本委員長 吉村委員、逆に今の質問なんですけども、受付コーナーとブラウジングコーナーが離れていると、何が、どういうふうな不具合が起こるんですか。そこが分からないので、お願いします。

吉村委員 図書館が1つの図書館で、受付カウンターというのが、そこに職員がいらっしゃって本の貸出しとか、それからあと、そこから司書、図書館の職員が見渡したりするわけですよ。間におはなしの部屋があったりとかして、階段があってという形で、恐らく正面から入った中二階のほうに上る階段が遮っているように私の理解では見えるんですけども、結構距離もあるし、例えばそこで、セルフ貸出機もありますけども、ここで借りたいという人が、またこの人に会おうとしたら、総合案内に行ってから、寄ってからまた行くということもあろうかと思うんですが、職員から見ると、これは管理しにくいんじゃないかなというふうに思うんです。図書館ということとして考えるとそういうふうに思いますので、その辺りの質問です。

奥本委員長 職員の管理に弊害が出るのではないかとということでよろしいですか。離れているところの何が問題なのかというのが素人で分からないので。

吉村委員 問題は図書館管理ということであれば、図書館を運営し管理される図書館の職員からすると使い勝手が悪い、弊害があると言ってもいいのかもしれませんが、もうちょっとレイ

アウトを変えることによって使い勝手がよくなるんじゃないかということです。

奥本委員長 管理する側から見たら弊害があるのではないかと懸念体制も併せて、回答をお願いします。

石川館長。

石川庁舎機能再編推進室主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員の質問にお答えさせていただきます。

図書館の立場からいたしまして、現在の図書館のカウンターでは職員がそこに配置しまして、本の貸出しでありますとか、返却でありますとか、レファレンスなどを受付しているところでございますが、新しい図書館に関しましては、自動貸出機、セルフ貸出機等を設置いたしまして、今よりも職員がもう少しカウンターから離れて書架の中で動けるような体制を取っていきたいと考えております。今現在はカウンターで利用券の作成などをしておるところでございますが、そういうのもできましたら、自宅から先に登録をしていただいて、図書館に来ていただいたらカードを渡すだけというようなやり方も最近では出てきておりますので、そういうふうな最新の技術といいますか、そういう機能を使いまして、なるべく職員はカウンターから離れて書架の間に立ち、利用者と同じような目線で、館内で本を探していらっしゃる方に手助けをさせていただいたりというような働き方をしていけたらと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 1点目の質問でございますけれども、委員ちょうどいい事例をご紹介いただきまして、和歌山の海南市もこういった1階の部分がにぎやかな部分になっていて、2階、3階と上がっていくにつれて静かな空間になっているというところで、そういったところも先進地で事例を視察もさせていただいた中で、新しい複合施設は回遊性を持たせて、いろんな機能が融合する施設というものを目指しておりますので、そういった対策を同じような形で、1階のほうがにぎやかな動の部分で、上に上がっていくことで静、静かな空間という形で今想定をしているところでございます。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。設計をするコンセプトとして、まず防音、騒音の件については、そういうことを念頭に設計もなさっているということで理解をいたしました。

それからあと、図書館のことにつきましては、貸出し、カウンター業務、レファレンスもあらうと思いますが、職員の方が、スタッフの方が、カウンターに張りついているのではなくて棚の中にいらっしゃるというふうなことです。書店に行ったりしても、やっぱり棚に職員の方がいらっしゃると声をかけやすいんですよ。なので、そういった形、もうちょっと一歩先を進んだということを考えていらっしゃるということで、承知しました。

それから、今恐らく最新の新しくできた図書館というのは、セルフの貸出機というのがあるのが当たり前になっていますし、それからあと、例えばクエストをして本を取り置きしてもらったときも、直接職員とやり取りしないで機械でいけるというところもあるので、その

ことも多分念頭に置いていらっしゃるのかなというふうに思いました。

ということで、この件については、懸念に思ったことについては対応されているということとで理解いたしました。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。プレイスペースのことなんですけれども、例えば小さいお子さんを連れた保護者の方が来られて、子どもはここで遊んでいて、自分は自分の本を見に行きたいとかっていったときに、運営のことになるのかもわからないですけど、プレイスペースでは誰か、保育士とまでは言わないですけども、そういう方が張りついていただけるのかなというのを聞かせてもらいたいのと、それからまだまだ先の話か分からないんですけど、色のコンセプトみたいなものは何となく決まっているのかなと思って、もし色のコンセプトがあれば聞かせていただけますでしょうか。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問で1点目のプレイスペースのことになりますけれども、こちらに常時、保育士等の専門職を張りつけできるのかということなんですけど、今のところは想定はしておりません。プレイスペースの横に総合案内で職員が張りつきますので、そちらで子どもの見守りというものをしていこうと考えております。

それから2点目の色の配色等のものは、まだこれから検討中であります。設計者によりますと、温かいイメージを想定しているということでございます。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。やっぱり大人の方も本を見たいと思いますので、総合案内の方が見守ってくださるというのは安心かなというふうに思いますし、階段が多くて木でできていると思うんですけど、既に素材とか色とかは、木は決まっているんでしょうか。結構大きなスペースを取ると思うので、もし決まっていれば教えてください。

奥本委員長 まだ木という話は出てないので、階段の素材について確認します。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 階段の素材はまだ決まっておりませんが、国材を用いた木材で検討をしております。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。設計士が温かいイメージとおっしゃっているので、木もそういう感じになるのかなと想像しています。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私は複合施設ということで、研修室のことをお伺いしたいんですけども、多目的スタジオが4つに分割したら50人ずつぐらいの部屋になると思うんですけども、現行、當麻文化会館の研修室の備品なんですけれども、プロジェクターはかなり老朽化してしまっていて、ほとんど使いものにならんような状態です。そしてまたホワイトボードにしても、かなり落書き

とかそういうのがあって使えない状態。スクリーンとかをお借りする場合もあると思うんですけども、研修室というのは、多目的スタジオの4分割の部分が主に使うことになるのかな。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをいたします。

多目的スタジオに関しては、おっしゃりますとおりで4つに区切って50人程度の防音室になるというような想定をしておりますので、その中で音の鳴るような活動と併せて、プロジェクターであるとか、そういったものが活用できるような空間になるかとは思います。ほかの諸室につきましても、活動の内容に応じて、そこで発表会をしていただくとか、学習の発表をしていただくとか、そういったことでモニターであったりとかプロジェクター、今、時代も進みまして、あちこちと、世界とリモートしながら活動するといったような機会も増えてきておりますので、諸室の中にもそういったしつらえ、機械ですね、仕様を設けていきたいなと思っております。

以上です。

奥本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 今おっしゃいました諸室というのは、多目的スタジオ以外のところの部屋も使えるということですか、研修室に。例えば多目的スタジオに4分割できるとすれば、少なくとも4台分ぐらいの備品というのは備えていただけるのかどうか。そこらをお願いします。細かいことですけど。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 4分割のそれぞれの部屋にプロジェクターが必要かどうかで、使い方を想定した中で少し検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、昔ほどプロジェクター本体の値段も安くなってきておりますので、諸室と申し上げましたのは、各教養活動スペースですとか、グループワークができるような部屋ですとか、そういったところにモニターであるとかプロジェクターがあると、活動がより幅が広げられるのかなという思いもしておりますので、多目的スタジオに限らず、ほかの部屋にもそういったしつらえを検討したいと思っております。

以上です。

奥本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 研修室として使える部屋は何か所ぐらいになるんですか。ちょっとよう分かりませんや。

奥本委員長 質問を認めますので、研修室として使える部屋は何部屋かだけお答えをお願いします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 研修室として使える部屋といたしましては、多目的スタジオも4分割できますのと、それから2階、3階に共用活動スペースという部屋を配置しております。こちらでも研修で使うことが可能となります。

松林副委員長 了解です。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 私も最初にこの表現の仕方が、スペースという表現と部屋という解釈と、会議室、研修室、従来はそういう表現でしていたので分かりやすかったんですけども、関西万博の会場にすごい合板といいますか、国内産の木材を使って施設を造られているということで、木材の活用といいますか、利用が非常に全国的に普及しています。ここも階段とかいろんなところで木材を使われるんですけども、現状、葛城市所有の木ってあるんですかね、山。こういうことを言うと、経費が高くついて、ほかで調達するほうが安いとかということで、私、以前の職場でも、自分のところの会社の木を使いましょうということを提案したんですけど、ヘリコプターで出す経費が高いので使えませんかと却下されたんですけども、私はこだわりとして葛城市の木材を使ったベンチですとかというふうな考え方もあってしかるべきかなというふうに思います。

もう一つは、非常に子ども、それから若者に配慮したいいろんなしつらえであったり、イメージを考えていただいて、子どもが来たときにわくわくするなという、そういうふうなイメージは十分伝わってきています。ところが、現状の今、當麻文化会館であり、周辺の施設を利用されている方の年代層と若干差があるのかなと。先ほどから谷原委員等もご心配いただいているような、やっぱり現在利用されている方が継続して利用して、期待どおり、期待以上にいいものをつくっていただいたという、そういう結果になってほしいなと。ここで言うのか最後で言うのか迷っていたんですけども、先に言うてしまったほうが分かりやすいので、現状、周辺の當麻文化会館、それから農村広場等々におられる住民の方々のご意見としては、いい話は一切聞かないんですよ。待ってんねんと、早くあれをリニューアルしてくれという話をほとんど聞かないんですよ。否定的な話ばかりなんですよ。こういうプレゼンテーション等が伝わってない、まだ時期早尚、これからということもあろうかと思いますが、待ち焦がれるような提案の仕方とかということもしっかりと工夫していかなと、聞く人、聞く人全部が否定的な、えらいことをしよると、もう潰しよんねんとか、よくなるねんという話が出てこないということに私は非常に不安を感じて、どないどしてくれとか、期待してくれとは言っているんですけども、そういう声が非常に強いので、その辺のところも、市民にはまだまだよくなるイメージが伝わってないということが非常に残念なので、今後またそういうところで、いろんなところで、PRなり情報提供をしていただきたいと思います。

木材のところをちょっと。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、葛城市で所有の山があるかというご質問だと思うんですけども、葛城山の麓に、通称学校山という山林を財産として所有をしております。これは毎年、木の年輪を確認のために山登りをして確認をしているんですけども、こちらの木の素材を複合施設の素材として使えるかということは、恐らく現時点では不明でございます。もともとの学校山は、山林を持っているというのは、忍海の地域で、忍海小学校を建築するときにその材木を使って校舎を建てましょうということで、麓には石碑も建っております。

以上でございます。

奥本委員長 増田委員の２問目の周辺の住民の方が不安の声が大きいという、そこに対してのPRとか情報提供はどう考えてはるかだけお願いします。

東副市長。

東 副市長 東でございます。

増田委員のどうやってPRしていくかというお問い合わせだったと思うんですね。おっしゃるとおり、このような段階なのでまだオープンにしてない部分があるので、今のようなご質問になったかなと思うわけですがけれども、時期を見まして出せるもの、わくわくするような、こんなできんのやというのは、行政が隠しているわけではなく、どんどん出していきたいとは思っております。ですから時期を見計らって、広報ないし、またホームページ等々でPRできたらなと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 １点目の木材ね、旧の忍海村の時代に植林をされたということなんかもわかりませんけども、あそこに恐らく70年物ぐらいたつかなというので推測する。このぐらいですね。40センチを超えているぐらい、ちょうど使い頃の木になっているというふうに思うんです。今回のこういう施設で使うのか、今後、公共施設、新たな施設を造るときに使うんか。そういうものがあるということは頭の中へ入れて活用をしっかりとさせていただきたいなと。これは予算でも非常に活発に議論がありました森林に関する森林環境税ですか、そういった活動も活発に行われておる時代でございますので、地元木材というのもしっかりとPRする機会にもなるのかなというふうに思いました。

それから、地元対策といいますか、使っていただく方々にしっかりと、こんなにいいプランを立てていただいているんですから、伝える機会というのをつくっていただきたいなというふうに思います。大きな高いところから見たときに、あのエリアというものの考え方、もっと高いところから見たら工業ゾーンを今後どうするんだ、それから、インター周辺どうするんだ、その次に来るのがこのエリアをどうするんだという、葛城市のスポットとして非常に重要なエリアであるという私は感覚を持っているので、そういった考え方もしお持ちなら、そういうアピールをしていただいて、重要なエリアを今後活性化するというのを、以前から市長もそういうふうには言われていたんですけど、具体的なご案内はなかったので、今後こういうものを基に、あのエリア一帯を重要なこういうスポットとして今後活性化していくんだ、地域活性化していくんだということをお伝え願えたらありがたいなと思います。

奥本委員長 答弁を求めますか。

増田委員 はい。

奥本委員長 市長がよろしいですか。

増田委員 市長に。

奥本委員長 市長、そしたら今後、この辺をどういうエリアを活用していくかという、重要なスポットとして、その辺のお考えをお願いいたします。

阿古市長。

阿古市長 まだ市民の皆様方にご理解をいただけていないというのは今のお話でもよく分かりましたので、ご理解いただけるように努めてまいりたいと思います。ただ、タイミングはどのタイミングになるのかというのは、特別委員会を設置していただいております、事業の内容がほぼ固まってからがいいのか、それとも、ある段階でいいのかというところやと思います。その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今度はスペースのことでお聞きしたいのが2か所あります。6ページの3階の畳スペースの使い方なんです。これはどういうことでこういう畳スペースを設けられているのか。和室を使っていないときは間仕切りを開放してとあるので、開放してしまって、ここにこういう形であるということをどういう活動を想定されているのかよく分からないので。だから、お茶とかお花だったら、もうちょっとかちっとしている和室がまだいいのかなと。ふだんはスペースをぱんと取り外しできるような、そういうふうなことで、左の写真を見ると不安になりますので。このスペースの使い方のイメージがよく分からないので、お願いしたいと思います。

それからもう一つは、これは私、最初から申し上げていることなんです、若い人が、若い方がここを活動で使うというときに、フリースペースがあって、ゆっくりと友達同士で滞在して、おしゃべりしたりとか勉強したりするスペースがあるというのは非常にいいと思うんですが、ぜひダンスができるのかな、ダンスの練習ができるスタジオみたいな、多目的スタジオがそうであるんだったら鏡も貼って、これは今すぐ若い子がそういう活動場所を必要としているところがありますので。この多目的スタジオのことについて少しお聞きしたいんですが、これ、真ん中から半分のところは可動席になるんですかね。ほんで、ちょうど細かい四角がいっぱいある舞台側のところは、椅子を並べているイメージなんですか。この部屋がダンスができるスタジオみたいなことでなくてもいいんですが、そうすると床の問題とかもあったりして、そういうのをぜひ私としては、こうしたものがあれば活動しやすいかなと、若い人もここへ参加しやすいかなと思いますので、ちょっとお考えを。畳と、先ほど言ったダンスができるようなスペース、どうお考えかお聞きします。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 まず1点目の畳のスペースの使い方についてですけれども、今見ていただいたように、事例の写真では間仕切りが全くなくて、本当に華道、茶道で和室として使えるのかどうかというご懸念だと思うんですが、華道、茶道で使う場合はきちんとした部屋として使用し、なかなか華道、茶道という使用頻度の低い部分がありますので、そうした使っていないときはオープンにして、ここの吹き出しにも書いていますように、誰でも使えるように、縁側に腰かけて寝転んで本を読んだりとかできるようなスペースとして考えています。

それから2点目のダンスのできる場所ということで、多目的スタジオのことなんです、

委員おっしゃるようにこの可動空間としては、おっしゃったように、前には椅子は並べてあって、その後ろの部分は可動で動くように想定しております。この多目的スタジオにダンス等ができるように、そのときに鏡を貼ってというようなところも検討させていただきたいと思います。

(発言する者あり)

奥本委員長 答弁はよろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 1点、私はこの畳スペースというのが、茶道、華道ということであれば、きちっとしたものが造ってあったほうがどうなんかなと。ふだん開けて自由に使えるというのもまた畳の傷み具合とか、寝転がってとか、1か所だけでも和室のきちっとしたものがあればという気もいたすんですが、私は年をいっていますのでそう考えるのか分からないですが、中央公民館も、今、當麻文化会館にどんな和室があるか、私はあまり入ったことがないので分かりませんが、中央公民館の和室なんかも非常にきちっとした和室で、活動するにも落ち着いたスペースなので、取り外し、可動ができる、ふだんはこういうふうに使えるとというのがどうなのかなと、これはご意見だけ申し上げておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村委員 簡単な確認だけ、すいません。まず最初、内観イメージの8ページなんですけど、大階段があって開放的な、これはイメージパースなのでそれまでだろうと思うんですが、大階段の手すりですね、これは当然つくんだろうと思うんですが、これについて確認をさせていただきたい。

奥本委員長 それはさっき回答がありました。手すりをつけるという回答は先ほど。

吉村委員 そうですか。それは聞き漏らしていました。すいません。

それからあと、閉架書架についてなんですけど、閉架書架は恐らく電動書架を入れられるんじゃないかなと思うんですが、公開書架のイメージなんですけど、例えば今平群町の図書館とかで、手でくりくり回しながら書架を移動させるような、そういう書架もあるんですが、それか、人が狭いけども自由にに入れて高さが高いような、そんなイメージなんでしょうか。その辺りだけ確認をさせていただけたらと思います。

奥本委員長 吉村委員、今回はゾーニングの案なので、個々の備品の細かな仕様というのはまだこれから検討段階だと思うんですけど、答えられますか。いけるのであればお願いします。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの書庫の質問にお答えをいたします。

閉架書庫につきましては、可動式の書架で、冊数等想定をして計算をしてございます。公開書架につきましては、固定式の書架をイメージして、冊数計算等をしております。変更の可能性はもちろんございますが、現時点ではこういう想定をしてございます。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 委員長、10万冊という話があったので、だからその根拠というものを聞きたかっただけで、中身の細かいことについて聞いているわけじゃないので。

奥本委員長 はい。ほかにありませんか。

川村議長。

川村議長 委員長、確認だけしていただきたい。ゾーニングなので、ワンフロアで今までみたいに例えば写真とか書とか絵画とか、そういう展示をする壁というのはどういうところで確保できるのかというのを、そこにライトというか、明るさもどういうふうにそこをきちっと照らせるのかというところら辺はどのスペースなのかというのを確認していただきたいです。

奥本委員長 はい。展示ですね、レイアウトをするようなやつとスポットについて。相撲郷土資料というのもあるけど、この辺も絡めてもらったら助かりますね。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、6ページの3階のイメージ図なんですが、上のほうに相撲郷土資料、かつらぎギャラリー、それから左側に、椅子等を並べておりますけれども、静かなスペースの壁、それからミーティングルーム1の壁、それから教養活動スペースの壁、こういったところもギャラリーとして使うことが可能です。それと、真ん中下の市民ギャラリー、こちらもギャラリーとして使用可能と想定しております。

奥本委員長 照明はどうか、スポットは。

吉田庁舎機能再編推進室長 スポットもつける予定をしております。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにありませんか。

そしたら、私も質問をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

松林副委員長 それでは、委員長に代わりまして、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

奥本委員長。

奥本委員長 2点だけ確認させてください。3階の6ページ、静かなスペース、自習室に想定しているという話でしたが、これが43平方メートルなんです。畳のスペースが60平方メートルあって、これよりも少ないんですね、小さいんですね。これまでのいろいろなワークショップとかを含めて、自習のスペースが欲しいという話が結構出ていたかと思うんですけども、この現状の静かなスペースでは、何席分を確保されているのか。少ないように感じるんですけど、これで十分なのかというのが1点。

それから、同じく3階のところで、ビュースポットというのが東向きと南向きのほうにあります。さらに7ページのところで屋上広場というのがあるんですけども、景色を見えるというコンセプトは、和歌山の市民図書館でも非常に市民の方の憩いの場になっているので理解できるんですけども、東と南側なんですよね。やはりあの場所で二上山の四季の移ろいというのは、非常にあの場所の財産かなと思うんですけども、現状では西向きのところ、あるい

は北向きのところというところが何もないんですけど、この辺りどうお考えでしょうか。

この2点をお願いします。

松林副委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 まず1点目の質問でございますけれども、静かなスペースにつきましては自習室として考えておりますけれども、席は約20席を想定しております。ただし、この共用部分のところに椅子と机等を、閲覧席というものも設けますので、そういったところも活用していただきたいと考えております。それから、空いている諸室についても使用していただけるようにと考えております。

松林副委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 2点目の屋上について説明をさせていただきます。屋上の景観につきましては、すごく屋上に上らせていただくと眺めがいいということは、我々自身も確認をさせていただくというか、体験をさせていただいております。特に今の屋上の高さよりも1段、1メートルぐらいですかね、上って周りの景色を確認させていただいたんですが、1メートル上ると視界が360度開けて、なかなか360度見渡せるような場所というのが周囲にはなくて、なかなかほかでは体験できないほどの景観のよさというのを体験させていただいております。ですので、今回の屋上広場につきましても、そういった1メートルほど上げたような、見晴らしが利くような高台というようなものを少し設置させていただくような検討をしているところです。

松林副委員長 奥本委員長。

奥本委員長 まず自習室の件ですけれども、静かなスペースが20席で、それ以外の共用活動スペースも使えるということですが、恐らく理事者のほうでもいろんな図書館とかを視察に行かれています。議会のほうでも、常任委員会のほうの視察で結構いろんなところへ行っていますが、自習室というのは空き部屋を使っているんじゃないで、それで独立したところで、最近では全てWi-Fiが使えて、なおかつコンセントもあって、それぞれにスポットの照明がある。そこで落ち着いて勉強されるという使い方が主になってきているんです。それを部屋の空いているときにここを使うとか、そういう使い方を含めた上で数を確保するというのはいかがかなと思うんです。だから、静かなスペースって、そういうところの自習するスペースが欲しいという要望は、特に若い世代、中・高生から出ていましたので、その辺りもう少し、20席やと足らないような気がするんですけどね。検討していただけるのであればお願いしたいと思います。

それから、ビュースポットですけれども、私が一番欲しいと思っているのは西側の視界なんですけれども、屋上広場のところを1メートルですか、上げるということで確保できるということですが、上げて、この平面図では分からない。機械置場が西側にあるんですよ。これは視界の邪魔にならないんですか。私、素人の考えでは、できたら、できるだけ西側のほうにビュースポットのなやつを持ってきたほうが、視界が開けていいんじゃないかと思うんです。機械置場と、さっきのルーフがありますよね、採光のルーフが。この辺はうまく視界に入らないようにできるんか。そこを併せてお願いします。

松林副委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 委員長、自習席も併せてですね。自習席につきましては、静かなスペースとしまして、静かな、静まり返ったスペースで勉強することを好まれる、もしくは読書することを好まれるという方も一定いらっしゃるということは確認はしておるんですが、それと加えまして、友達同士おしゃべりをしながら、時には勉強を教え合いながら勉強をしたいというような要望も確認をしておりますので、そういった静かな部屋と併せて、グループで学習できるようなグループワークスペースというのを2階に3か所用意してございます。こういった席も含めまして、閲覧席のほうには、いろんなパターンの方で使っていただけるような、ニーズに合わせて席を選んでいただけるような環境を用意しようと思っておりますので、20席という数ですが、実際にはもう少したくさんの選択肢が用意できるのかなと思っていますところでは。

2つ目のビュースポットにつきましては、確かに7ページをご覧くださいと、斜線のかかっている、網状にかかっている部分ですね。この部分に関しては機械置場になっておったりですとか、構造上、立入りができない部分になってしまいます。その辺は今1メートル上げて視界を確保するというふうに申し上げましたが、機械の高さ等を認しながら、それが1メートルがいいのか、1メートル50センチがいいのか、その辺も併せて検討を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

松林副委員長 奥本委員長。

奥本委員長 これから設計に入っていかれる中で、自習室がいろんな使い方で柔軟にできるということだったらそれで結構だと思います。

機械置場がこれだけでは分からないし、これも実際のところ設計してみないと、今ここで何ぼ言うても駄目やと思うけど、西側のあの二上山の特に秋の景色というのはすばらしいんです、皆さんご存じですけど。二上山、この辺で広葉樹の山なんですよ。昔、50年前に山火事があったせいなんですけど。四季の移ろいが非常によく分かる景色になりますので、あの辺り、やっぱり葛城市の観光資源の1つでもありますので、それをうまく盛り込めるような形で考えてもらえたらと思います。これは要望で。

以上です。

松林副委員長 それでは、奥本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

奥本委員長 ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村委員 今の委員長の質問の関連なんですけど、私も委員長がおっしゃるとおり、西側のあの景色、二上山が見えるというのはすごくいいなと思っていました。それで、6ページ、3階なんですけど、今、相撲郷土資料、かつらぎギャラリーって置いている場所があるんです。多分、書架とかショーケースか何か入るんじゃないかなというイメージなんですけど、そのところをビュースポットにしたら、雨の日でも見れるんじゃないかなというふうに思ったんです。

ただ、西日のこともあって、いろいろそういうこともあるのかなとも思っと思ったんですが、こういったことを検討されたのか、あるいは、今からでも変更は可能なのか、その2つ伺いをいたします。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 相撲郷土資料のところに窓を設けるというところも検討はしたんですが、窓をつけたとしても、見える景色は商工会の建物になるかと思います。

以上でございます。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。検討もしていただいたということで、承知しました。

奥本委員長 ほかにありませんか。

ないようでしたら、またこれから、今日この資料をご覧になってまだまだいろんなのが出てくると思いますので、また質問できる機会を設けていきたいと思います。個別にもし聞いていただくのであれば、それでまたお願いしておきます。

では、時間も押しているので、次に進めたいと思います。

それでは、次に、資料の2、（仮称）當麻複合施設管理・運営計画前編案について、理事者からの説明を求めます。

谷原委員 ちょっとごめんなさい。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 今日、資料2、資料3、それから資料4とありますけれども、これ、これからやりますか。つまり今日、会議を開いていただいて、かなりしつぽりと資料1が出てきたのでかなり議論をしたところですけども、これからまた2、3の議論をするとするとかなり時間が押してくると思うんですけども、今日、これを絶対やらないといけないのかどうか、議会中ですね。それを先に確かめておきたいんです。これは基本計画、基本構想だし、今度予算で基本設計のところが出てくるので、私はある程度我々が知って、議会の議決の上で重要なことだろうと思ったんですが、こちらのほうは指定管理のほうの管理・運営のほうとかは、まだこれからいけるのかなと思うので、スケジュールを確認して、できたら私としては今日は閉会して、後日また日程は設けていただきたいなという希望です。

奥本委員長 今、谷原委員から申出がありましたけども、スケジュールとかを説明いただく予定にしているんですけども、これからすると、やはりこれのスケジュールどおりに進めていくという意味もあって、今日どうしてもこの資料2、ここだけまでは絶対やらないといけないという打合せをしておりますので、資料2とスケジュールのところだけはやりたいと思いますので。資料3については時間の加減で、後日にするかどうかは、その時点で判断させていただきます。

じゃ、話を戻しまして、資料2の説明からお願いします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 それでは、現在作成中の（仮称）當麻複合施設管理・運営計画前編案とする中間報告について説明させていただきます。時間の都合上、要点を絞って説明させてい

ただくことをご了承願います。

資料2の1ページをご覧ください。(仮称) 当麻複合施設管理・運営基本方針では、管理・運営の考え方について、検討の経緯及び仮説をお示ししました。基本方針における仮説を振り返りますと、(仮称) 当麻複合施設に求められる多様なニーズ、課題への対応に向けては、民間事業者の創意工夫や柔軟な発想、またノウハウ及びマンパワーなど、直営方式に不足する要素をうまく活用し、さらにはこれまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や公共性に十分に配慮した上で、複合施設の新たな管理・運営手法として指定管理者制度を導入することについて、導入コストなどを含めた検証作業を行うことが有効といった内容になります。

令和5年10月着手の(仮称) 当麻複合施設設計業務におきましては、内包する管理・運営検討業務の一環として、これらの管理・運営基本方針を踏まえた直営または指定管理の手法について検証作業を進めてまいりました。検証に当たりましては、複合施設に備わる生涯学習及び図書館をはじめとした複数要素の一体的な管理・運営を念頭に、作業を進めることが必要不可欠となります。中でも生涯学習活動については、図書館というたくさんの結節点を持った知と情報の宝庫と結びつくことによって、その活動の幅や継続性が何倍にも広がる可能性があります。葛城市らしい複合施設の運営に当たりましては、生涯学習の要素が単に図書館に付随したものということではなく、いかにして共存するメリットを生かし、多様なニーズへの対応やサービスの充実に応えられるものとしていくかが鍵になると考えています。

続いて、指定管理者制度の導入を判定するに当たり、判定基準として3つの視点に着目し、検証及び分析を行うものとしています。判定基準とする3つの視点とは、1、コストの視点、2、サービス・スキルの視点、3、組織の視点の3つになります。

続いて2ページをご覧ください。(4)では、3つの視点に基づいた分析について順に記載しています。

まずは、1、コストの視点についてでございます。複合施設の管理・運営費用について、直営、指定管理の費用比較を行いました。管理・運営費用は、人件費、光熱水費、各種検査費用、清掃費などに大別されます。ただし、人件費以外の費用については、施設規模、仕様などの要求水準により決まる部分が多く、直営、指定管理のいずれの場合でも大きく違いのないものであると考えられるため、施設運営に必要な人件費に着目し、事業者への参考見積りの徴取など、ヒアリング調査による比較を行いました。

人件費の比較に当たりましては、過去の当麻文化会館、当麻図書館の人件費の合計を直営分とみなし、指定管理分については、複合施設と同等程度の指定管理経験がある複数の企業より見積りを徴取いたしました。見積り徴取に当たっては、市が仮に作成した要求水準書に基づき、見積り作成を依頼しております。なお、見積り内容の詳細は企業のノウハウが反映される内容であること、また、今後指定管理を採用した場合の選定において影響を与える可能性があることを鑑み、概要の説明といたします。また、見積り内容の妥当性につきましては、有識者による確認の上、現在の運営体制と比較し大きな乖離がないことから、妥当と判断いたしました。

比較結果につきましては、過去の當麻文化会館、當麻図書館の人件費と比較し、指定管理による運営の人件費のほうが数百万円高いという結果を受けています。ただし、直ちにコストが高いとは言えず、指定管理の見積りは現状と比べ、開館日数や開館時間の延長をある程度考慮したものであること、新庄・當麻の両図書館間の書籍運搬回数の増加を見込んだものであること、また、今までにはないプレイスペースの管理や住民票発行が可能なマルチコピー機の運用、コーヒーマシンの運用、施設の情報発信サポート業務などの追加業務を含めたものであること、そしてこれらの業務を直営で行う場合の試算結果が数百万円になることを考慮いたしますと、指定管理のほうに直営と同等もしくは費用低減の効果があると分析しています。つまり、現状の直営による人事体制を鑑みると、勤務体制、雇用形態の柔軟さにおいては、直営よりも指定管理に優位性があるため、次に述べます想定の下では、指定管理者のほうがコストを低く抑えたまま、より高い水準のサービスが提供できる可能性があると言えます。

今後はＩＣＴを導入した場合や、さらなる市民サービスを創出する場合、他施設との連携を想定した場合など、幅広い観点で費用比較を行いながら、目指すべき要求水準、サービス計画の検討を進める必要があります。条件といたしましては、開館日時の拡大への対応として指定管理者に優位性がある理由としては、業務シフトの柔軟性、雇用形態の柔軟性が高いということ、それから、複合施設の対応という条件では、指定管理者に優位性がある理由としましては、複合施設の一体的な運営経験があり効率化が見込まれるということ。それから、維持管理業務を含めた運営という条件では、指定管理者に優位性がある理由としましては、複数の組織が混在する施設でも維持管理を含めた包括的・効率的な運営が可能ということがあります。それから条件として、事業等の収支バランスの改善ということでは、優位性の理由としましては、経営的視点、企画力、コンテンツ保有数、広域的フィードバック等を生かした事業収支バランスの改善が見込まれるということでございます。

次に、２、サービス・スキルの視点についてでございます。近年、生涯学習及び図書館に求められるサービスやスキルは急激な変化を続けています。それらの変化について情報を取得し適応した上で、よい事業、サービス提供を遂行する能力、スタッフを確保することに対しては、直営よりも幅広い市場と経験を有する指定管理者のほうに優位性があると言えます。加えて、葛城市にとって新たなアプローチとなる複合施設の管理・運営においては、個々の機能継続に必要となる専門性だけでなく、コーディネート、マーケティング、デザイン、ＤＸなどの幅広い能力を活用していくことが求められます。専門的な人材の確保及び維持という条件では、優位性がある理由としまして、仕様による司書率等の確保や広域連携による登用が可能、図書館以外の施設運営能力の条件として優位性があるという理由では、司書など専門性の枠を超えた事業を連携、展開する能力が高いということ、それから、生涯学習の自主事業開催能力という条件では、優位性がある理由といたしまして、提案型のイベント、講座などの運営企画など、サービス内容の充実が期待できること、事業運営マネジメント能力という条件では、優位性がある理由としまして、公民、地域、組織間のコーディネート、マーケティング能力が高いということ、最新技術の情報収集及び活用という条件では、優位

性がある理由といたしまして、ICTやDXなどについて最新情報を収集し、活用する能力が高いということ。

最後に、3、組織の視点についてでございます。複数の機能が融合した複合施設において、一貫性のある質の高い事業を遂行していくためには、組織体制も一体的なものである必要があります。縦割りの組織文化が根強い行政組織では、業務の権限を越えた対応が難しい傾向にあり、次に述べます条件の下では、組織の柔軟性や運営体制構築の実績がある指定管理者に優位性があると考えられます。複数の異なる組織の融合の条件では、優位性がある理由としまして、縦割りの行政組織内では権限を按分した体制構築が難しい、事業組織の既成概念の変化という条件では、今後まちと結びついた組織など、状況の変化に柔軟に対応した行政組織内にはない機能が必要となる可能性が高いということで、優位性がある理由です。さらに、マンパワーの不足への対応の条件では、優位性がある理由としまして、市の施設と比べ組織規模が格段に大きく時流への対応が早いことから、優位性が高いということでございます。

以上3つの視点による分析結果について、3ページ中段にまとめを記載しております。3ページをご覧ください。まとめといたしまして、管理者制度に係る仮説について、判定基準とした3つの視点に基づいた分析を行いました。葛城市の事業については3つの視点が全て当てはまるため、直営よりも指定管理者制度による運営が適していると判断いたします。

ただし、先行事例調査では、1つもしくは2つの視点が該当することを確認しながらも、複合施設を直営、主要なサービスを業務委託している場合を含むことでありますけれども、直営と判断した自治体も存在し、実情として運営にはかなりの負担があるとヒアリングしています。すなわち、指定管理者の選定に当たりましては、上記分析を踏まえた葛城市らしい複合施設の運営という難易度の高い業務について、十分な業務遂行能力のある事業者を選定し、業務内容を適切にマネジメントすることが重要だと考えています。今後は市と指定管理者との役割分担及びモニタリング体制の構築などについて、有識者への意見聴取も踏まえ、検討を深めてまいりますというものでございます。

以上のとおり、基本方針を踏まえた検証作業の結果、複合施設の新たな管理・運営手法については、直営よりも指定管理者制度による運営が適していると判定をしております。

次に、4ページをご覧ください。以下に続く2、指定管理者制度の導入に当たって（生涯学習）、3、指定管理者制度の導入に当たって（図書館）、4、指定管理者制度の導入に当たって（庁舎）では、指定管理者制度の導入に当たり意識すべき視点や指定管理者制度の導入範囲について検討し、市と指定管理者の役割分担について確認をしています。検討の結果、4ページ、生涯学習部門では、複合施設のみ指定管理者制度を導入し、その他施設は直営として効果を検証することで、今までにない特徴のある複合施設の管理・運営に当たり導入時点で発生する課題について、直営館がサポートできる体制を維持できることや、導入効果やスケールメリットを見極めた上でその他施設への水平展開を計画できることなどから、5ページ、中段、まとめのとおり、市生涯学習支援部署の役割や位置づけを整理し、マネジメント、モニタリングができる体制を維持した上で、複合施設のみ指定管理者制度を導入し、

導入効果の検証を踏まえた水平展開についての検討につなげるものとしています。

次に、6ページをご覧ください。6ページ、図書館部門では、複合施設のみ指定管理者制度を導入し、新庄図書館は直営として関係性を構築するということで、直営館として指定管理者の業務内容を確認し、指導、評価することが可能となることや、市職員にも新しい知識、広い視野の習得機会が得られるなど、直営館と指定管理館が相互に高め合い、公共性・継続性を担保しながら、民間ノウハウの活用による図書館機能の強化を図ることが可能になることなどから、次に、7ページ、中段、まとめをご覧ください。

7ページ、中段、まとめのとおり、図書館業務のノウハウを市がしっかりと保持し、指定管理者のマネジメント及びモニタリングを行うことができる体制として、複合施設のみ指定管理者制度を導入し、新庄図書館は直営とすることで、相互に高め合う関係性を構築するものとしています。

7ページ、下段、庁舎部門では、庁舎機能の施設運営については直営によること、また、施設管理者が担う施設管理については指定管理によるものとし、複合施設全体を統括することについて記載しています。複数の機能が混在した施設管理について、全国的には、指定管理者による効率的な運用が行われている事例が複数あることなどからも、直営と比較し、実績のある指定管理者に優位性があると考えています。今後は、指定管理者のマネジメント及びモニタリングの仕組みについて、有識者等との意見も踏まえ、さらなる検討を進めるほか、葛城市全体としての生涯学習、図書館の方向性を対外的に示すものとして、サービス計画や蔵書計画の策定を予定しており、情報収集の1つとして、現在、図書館のサービスに関する市民アンケートを実施する予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。つきましては、説明した事案につきましてご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいまご説明いただきました。内容も、これも盛りだくさんなんですけども、今回、仮称ですけど、當麻複合施設管理・運営計画の、これ、前編と書いていますけど、案ということの検討になります。これにつきまして、委員皆様のご意見、質問をお願いいたします。

谷原委員。

谷原委員 今回、指定管理者制度を導入するかどうかということの検証について、検証結果を主にご報告いただいたと思います。この文章、これは担当者の方が作られた文章ですか。それとも何らかの、この間委託様々してまいりましたから、コンサルティング会社が作成したものを基にこの計画書案が出ているのか。そういうことは全く関係なく、市の担当者のほうでこれを作成されたのか。これをまず最初にお伺いします。

奥本委員長 1点だけですか。

谷原委員 はい、まず1点。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございすけれども、この前編の案は、職員が素案を作り、今現在、設計業務委託の中に管理・運営の策定業務委託も内包しておりますので、そういったコンサルタントの方にアドバイスもいただきながら策定したものでございます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 基本的なところをどういうふうな検証課題であるかということは当然職員で検討されて、それで、コンサルのアドバイスをいただきながら、これができたということであります。1つお聞きしたいのは、これ、いいよ、いいよ、いいよしか書いてないんですよ。ディベートやったら悪いよ悪いよで、あるいは直営がいいよいいよでも作れるような検証結果ですよ。何でこれ、デメリットを書いてないんですか、指定管理者の。そしたら、そこは克服するためにこうしましょうになるんだけど、民間のほうが断然優れていますよと。私、これを読んで、公共のサービスをやって担ってきた職員は、これを読んだときにどういうことを感じられるのかなと逆に思うぐらい、非常に厳しいことを書いていますよ。民間でやるなら、全部民間で任したら、公共サービスは全部うまくいきますよぐらいの勢いで書いてあるからね。デメリットが全く書いてないのは何でなんですか、指定管理者の。比べようがないんですよ、だから。いい面ある、いい面あるよ、そうだなと。公共より優れている面があるよと。じゃあ、デメリットは全くないのかなと。だから、そういう信頼性がちょっと私ね。普通何でも検証するといったら、やっぱりいい面、長所、短所を作りますやんか。だから、僕はこれを見たときに、これでこっちがいいですよと言われても納得できないんですけどね。一体どういうことになっているのか。普通、何でも損益を出すときでも、損得バランスシートを取ったり、マイナス面もしっかりと見てやるんだけど、それが全くないので、どういうことなのかお聞きしたいんですよ。

奥本委員長 谷原委員、昨年9月の前回の委員会で、(仮称) 當麻複合施設管理・運営基本方針案という資料3が配られていますけど、その中にメリット、デメリットというのは明示されて、3ページ、4ページにわたって比較対照されていますけど、それはご覧になっていますか。

谷原委員 見ていますよ。見ていますけど、今回運営計画の前編で全くそれが出てきてないと。だから、デメリットも書いてあるから、デメリットのこともちろんと検証されて、当然デメリットから見てもというふうになるんだったら分かるんだけど、この案だけだと、先に出てきたいろんなデメリット、メリットも挙げて検証していきますという結果で、デメリットはどこへ消えたんだということなんですよ。だから、今回出ていることのこの案について私は聞いているんです。だから、デメリットも含めた検討をですね。でないと、指定管理者に任せるということになったときに、デメリットについてもどう考えるかというのは当然検証されなければならない問題ですよ。それが全くないということについてお聞きします。分かっていますよ、それは、私も読んでいますから。

奥本委員長 どなたが答えますか。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

お話の中にもありましたが、基本方針のほうでメリット、デメリット比較を基本的にはさせていただいておりまして、デメリット部分ですね、これを更に詳細に分析をしますと、もちろん考えてないということではなくて、文章的にかなり複雑な文章になりますので、整理をしながら書いたつもりではおるんですが、デメリットを克服するための方法については、

今後マネジメントの体制であるとか、モニタリングの体制について検討を進めていきますということでお示ししているところでございます。

奥本委員長 メリット、デメリットもう少し詳しい分析した資料というのはあるわけですか、これとは別に。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 文書としては存在はしていないんですけど。

奥本委員長 存在しない。分析だけしたということですか。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 そうですね、はい。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ここに、委員長もおっしゃるとおり、赤色と青色で、かなりきちっと前回の案で出てきているんですよ。だから、指定管理をお任せするときに、この青色がどうなったのか。いいことしか書いてないからね。それはメリットで分かっているわけですよ。だから、青色が克服されない限り、なぜ指定管理者にやるのと、これだけの青がたくさんありますよというところが今回の案では全く触れられてないと。むしろ公共の場合は縦割りで、公務の場合は縦割りであれだけどもとか、人員の体制とかも融通性があるとかいろいろ書いてあるんだけど、それはもう分かっているんですよ、ここで、最初の段階で。でも、デメリットのほうはどうなっているのかと。今回これは全く触れられてないので評価のしようがないと、私は。指定管理者制度がこれでいいかどうか。これ、両方検討するってあったんだから。それはどこへ飛んだのかということで、もしあるんやったらちゃんと私はそこも出していただかないと、指定管理者制度がどうかというふうに言えないと思うんですよ。そこを意見として言うておきます。

奥本委員長 回答はいいんですか、そしたら。回答はありますか、何か。

谷原委員 3回目やったから。

奥本委員長 一旦誰か挟みますか。

吉村委員。

吉村委員 私も率直な意見を述べさせてもらいますと、私はこのいただいて、いろいろ7ページまでずっと読んでいたんです、今日に至るまで。私の意見とすれば、今まで委員会、協議会で積み重ねてきた議論をしっかり取り込んで、きちっと問題点についても整理されて、かつ、いわゆる、ざっくり言うと今の和歌山県海南市方式なんですけども、直営の図書館というものと別に、指定管理の施設の運営をするということで、非常に分かりやすいというふうなことかなと思いました。それで、まず押さえておかなきゃいけないのは、今回は指定管理というのは図書館の指定管理じゃなくて複合施設全体の指定管理であるということ。だから、ノウハウというものを考えたときに、大規模な今でも指定管理業者、TRCとかありますけれども、今幾つかありますけれども、そういうところの積み重ねてきたノウハウというのは大きいものがある。イベントの開催一つに取ってもというふうなことかなと思います。

それから、例えば6ページのところにあるんですが、指定管理者制度の導入に当たっての2のところの、いわゆる選書、蔵書の中立性の確保であるとか、それから4番、図書館運営の継続性の確保、それからあと、真ん中ら辺にあります、複合施設のみに指定管理者制度を

導入し、新庄図書館は直営として関係性を構築する。ほかのところもあったんですが、7ページの上から7行目ぐらいのところ、これは一番大事なところやと思うんですが、資料選定購入除籍業務等、図書資料の収集保存に関することの決定については市が行うということで、今までの議論はきちっと踏まえた上で、私としては、もちろん指定管理、ええことだらけじゃないですよ、デメリットもありますけれども、デメリットとメリットと考えた中では、複合施設の運営としては最適解かなというふうにして出されてきたかなというふうと思うわけです。

私は当初から言っていますけれども、図書館というのはお店とお客さんの関係じゃないので、お店が一方的にお客さんにサービスを提供する関係じゃない。図書館というのは市職員と、それから市民とが共につくり上げていくものですから、いわゆる知る権利を保障したり、民主主義を守るための機関ですので、そういったところをしっかりと守ってくださいよということは繰り返し言ってきたんですが、そういうことについてもきちっと、今までの議論の積み重ねというものを私は書かれているかなと思いますので、非常に頑張っていたかなというふうに思って読ませてもらいました。

あとは、質問ということになってしまうとかなり細かくなってしまうので、ということで、私の意見としてはそういうことです。

奥本委員長 ここで1回整理しますね。谷原委員から、前回9月のとき、メリット、デメリットであって、デメリットの分析をお願いしたというか、私も記憶がなくて、メモを見る限り、事務局に今調べてもらっているんで、分析するという言葉があったかどうかは分からないんですけども、まず今回の計画の案ですね、施設管理・運営計画については、吉村委員からは、これまでの議論を踏まえた上で作られているという意見がございました。

まずそしたら委員にお伺いしたいんですけども、この資料が不十分だということ、これをまず一応、今日の話の中でこれを基にして話を進めないといけない。これが不十分となるとこれからの話は全く進まなくなりますので、そこのお考え、皆さん、委員、どうですか、ほかの方。これでは議論できないような内容でしょうか。そこをお伺いします。順番に。

西川委員 それをみんな言い出すと長くなると思うんですけど、僕は正直、不足しているとは思ってなかったし、僕は9月の段階で指定管理をしていくというふうに関心を持っていたわけですが、言うたらね。ただ、その設計の中で、やっぱりそれをどういうふうに関心、運用していくかというのを検討していかなくちゃから、こうやってしっかりと指定管理に対してもう一回、本当に大丈夫でいけるんかということを出してこられて、それも含めて検討をされていると思っていたんですね。そやから、その流れとしては、今、直営か指定管理かということ、僕は議論するんじゃなくて、指定管理が大丈夫かどうかというところを検討していったはったのかなという、僕はその認識でおったんです。というのが、それを決めた、ですので僕はこれは遅いぐらいやと思っているんです。というのが、基本設計、さっき5月と言われました。直営と指定管理とでやるのに、例えばさっきの棚とか蔵書の高さであるとか、図書館のほうではね。あとは、そういう民間のノウハウというのをある程度聞いていかんなん、設計に盛り込まないかんというの、僕の中ではあるので、その中では僕はここをまとめられ

て、指定管理でいけるかどうか検証されて、これはまとめやと思っていたんですけど、そういう感覚で僕は見ていたんですけど、それでやったら資料としては僕は満足しているというところで思っています。

奥本委員長 ほか、いかがですか、何か。

増田委員。

増田委員 本来、行政のやる仕事ですので、行政が、職員が責任を持ってノウハウを生かして、経験を生かしてやっていただく。先日、非常に感銘を受けたんは、グラウンドの本来なら指定管理で専門業者に委託をするところ、熱意ある職員が命がけで一生懸命やってくれて、いったような事例もありますけども、私、住民の方から聞いた言葉に、改めて考え方が変わったんです。というのは、指定管理にしてくれと言うんですよ。何でかという、現状の行政サービスという時間から時間の範囲内では不満足やと。もっと幅広いサービスがあれば、例えば農村広場を使いたいと。夏の暑いときに8時半になら鍵が開かんと。ところが民間、指定管理によって、これを7時から日が暮れるまで、7時から7時までグラウンドの利用ができるようにしましょうと指定管理をしたときに、住民の方はサービスの幅が広がるということで、活用もたくさん利用していただけるように広がる。こういった効果、評価というのが、求められてくるのかなと。それがこの複合施設に当てはまるのかな。

安心したのは、図書館業務のノウハウを市がしっかりと保持し、ここのところですね。それから、生涯学習支援部門の役割や位置づけを整理し、指定管理者に対してきちっとマネジメントしていくという。こういった市がちゃんと生涯学習に対する考え方を指定管理者に委託をするということをしっかり持っていていただくことで、市が管理、日頃からその業務に対して、指定管理者に対して安心して委託のできる体制かなというふうに思うので、そこをところを外してしまうと、ある意味乗っ取られてしまったと、行政サービス、民間が持っていかれたみたいになると、どこの施設やねん、これ、みたいになってしまうので、私は民間カラーに塗り替えられるような施設にはしてほしくない。葛城市の色を残したまま、業務のサービスの向上を民間に委託すると。これが理想的な指定管理の在り方かな。それが資料2のところに網羅されているということで私は安心をしました。

以上です。

奥本委員長 一部、中身の議論まで踏み込んでいただきましたけども、一応この資料で検討を進めて問題ないという理解でいいですか。

ほか、よろしいですか。

松林副委員長。

松林副委員長 私も、ネット等で複合化の管理・運営について、指定管理のことで、メリット、デメリット、いろいろ検索もしたんですけども、一番大きなメリットというのは、図書館を市民の欲するメリットのサービスは何が一番大きいのかなと。これはやっぱり利用時間の延長、市民に開館時間の延長をしてサービスを提供するという、この部分が一番大きいのかなと思います。これが提供できなければ、これは直営ではなかなかできる問題ではないと思うんです。ほかの部分も確かにデメリットもありますけども、これがデメリット以上にメリットが

大きいかなと、私はこのように思います。だから、指定管理ということは、今後の複合化にとっては非常に大事な部分かなと思います。デメリット以上にメリットが大きいと、私はこのように思います。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 私も西川委員と一緒に、設計業務委託されたときに管理・運営の検討業務が内包されているとお聞きした時点で、私は委員外議員だったんですけど、指定管理の方向でいかれるのかなと何となく思っていたんですが、私、本当にいいなと思っているんです。指定管理にされるけれども、市がマネジメントして、あとモニタリングもきっちりされるということをここにしっかり書かれていますし、予算特別委員会のときにも図書館長が新庄図書館と當麻のこちらの新しい図書館の本のすみ分けをきっちりと方向性を示されていたということは、ちゃんと管理をしていきますよということが示されたと思っていますので、私もこの計画には賛成というか、この方向でいいと思います。

奥本委員長 今、各委員の意見を伺いましたが、前回からの流れというのがありますし、それを踏まえた上で資料を作られているということで、今回それを基にして作られているということなので、今回の複合施設管理・運営計画前編案についての議論に入っていきたいと思います。

そしたら、もう一度話を戻しまして、これについての質疑をお願いします。

西川委員。

西川委員 3ページで、先ほど増田委員からもあったんですけど、葛城市らしいとまとめて書いてあるんですけども、葛城市らしい複合施設の運営というところについて教えていただきたいなと思っています。結構葛城市らしいというのがばんと出てきていますので、ちょっと教えてください。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをいたします。

葛城市らしいという表現ですが、今設計のほうでも進めております複合施設のつくり方、在り方に関しましては、いろんな機能が複合した施設で、それぞれの機能が相乗効果を上げながら、にぎわいのある施設を運営していこうということで進めてございますので、そういった意味合いで葛城市らしいという表現を端的に利用しておりますが、設計のコンセプトを引き継いだ運営という意味合いでございます。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 僕の中で今まで使っておられた方も、これができることによって不便になるとかじゃなくて、その辺も残してやっぱりちゃんとみんなが使いやすいように、葛城市、今まで文化会館を使ってはった方、図書館を使われていた方というのを、複合施設にするわけですから、その人らに皆不便かけないように、そういう運営をしていくということでええかなと思うんですけど、今の多分そういう答弁やったと思うんですけど。

奥本委員長 そういう意味でよかったのかどうかだけ、確認だけします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 委員おっしゃるとおりのそういう意味でございます。

奥本委員長 分かりました。葛城市らしい施設ということで。

ほかに。

吉村委員。

吉村委員 7ページ目の最後の4、指定管理者制度の導入に当たって（庁舎）というところの2のところなんです、庁舎機能の施設運営については直営によるものとしますと。この4行ですね、もうちょっとかみ砕いで分かりやすく説明いただけたらと思います。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをいたします。

庁舎機能の施設運営という部分に関しましては、今業務をする上で職員が執行している事務及び業務、そういったものを示しております。これに関してはもちろん今までの業体を引継ぎ、直営で運営をさせていただくということです。加えまして施設管理の部分、これに関しましては、建物の維持管理に関すること、点検であるとか維持修繕も含めまして、そういった建物の維持管理に関しましては複合施設全体で見ていただくということになりますので、これもひっくるめて、庁舎から手を離れて指定管理者にお任せをするという格好がいいのではないかと思います。

以上です。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 今のは、施設管理が行うのは建物そのものというか物理的なものであって、庁舎機能というのは概念みたいな、いうふうなイメージでいいんですかね。それでいいのかどうかだけ、分かったら、その理解でオーケーやったら、オーケーです。

奥本委員長 庁舎としての住民サービスを担うべき部分ということですよね。

吉村委員 そうということですね。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 おっしゃるとおりで、ハードとソフトと分けるような言い方がちょうどいいのかなと思います。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。ずっとこれをいただいてから読んでいたんですけども、すごい時間をかけて丁寧に作られているなと思って、言葉遣いも非常に選びながら作られているなと思って、感じ入りながら読ませてもらいました、資料2。

以上です。

奥本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 それでは、幾つか質問をさせていただきますけれども、先ほどの話の流れからいくと、運営基本方針案が示されて、そこに検討における仮説と、今回この仮説を検証しましたということでこれが出てきたわけですが、検討における仮説というのは、下線部がこう引いてあって述べてあります。（仮称）当麻複合施設の新たな管理・運営手法として指定管理者制度を

導入することについて、導入コスト等を含めた検証作業を行うことが有効だと。この方針に基づいてこの間、導入コスト等も含めた検証作業を行って、先ほどありました、ここにもいろいろ詳しく書いてありますけど、事業者へのヒアリング、利用者への意見聴取、事例調査、これをずっとやってこられたわけですね。やってこられた結果、これを出されましたということで、それは私も理解しているんです。だから問題は、先ほど言っていますように、デメリットをここへ書いてある部分がどうなっているのかということを明確に示していただきたいかったというのが私の意見です。それはもう置いておいて、幾つか聞いてまいります。

そこで、導入コストですよ。導入コストについての検証が明確に、当初の基本方針に書いてあって検証が行われたわけですが、先ほどの例でいきますと、人件費が数百万高くなると、指定管理者制度のほうが。しかし、それは開館時間とかいろんなことで、市のほうで計算し直したらほぼ同等ということになるというふうに聞こえたんですけど、ここで全く数字が出ていないんですよ。つまり、今現状は例えば8時半から5時までやっていて、この費用だと。指定管理者に対しては、こういう要求水準表でこういうふうに出したら数百万高くなった。改めて葛城市が、市の職員であったら大体この費用になると。人件費についても、費用の具体的なのが出ていないので、コストの検証といっても口だけで言われて、数字も出てこない。

だから、これは指定管理料に今後関わってくるんですよ。指定管理料に。つまり、今の施設運営費よりも、一般会計予算に計上している予算よりも数百万高くなるというふうにおっしゃったから、だから、指定管理料がそれぐらい上がるのかなと。サービスも、だからどうなるのかなと。これ、全く分からないんですよ。だから、直営あるいは指定管理者に任せて、具体的に何時から何時、人員配置がどれだけ、そうやってちゃんと見ないと、コストですから。コストですから数字を出していただかないと。だから、私はこの資料では本当に難しいんですよ、何がいいかどうかということがね。一般論としては言えますよ、いろんなことはね。でも、具体、當麻複合施設で、社会教育の分野で、あと図書館の分野で複合施設を運用するに当たって、どういう運用でどれぐらいのコストがどうかかってくるのかというのをお示しいただきたい。これが1つです。

2番目は、そのコスト計算の中に、いわゆる指定管理者は利用料金を徴収して自らの収入にすることができます。葛城市の場合は使用料ですから、使用料が入ります。だから、これをどう見込んでおられるのかということが1つ。

それからもう一つは、いわゆる指定管理者制度におきましては、自主事業を認めて、自主事業の中の様々な収益は運営費に入れることができるということを行っているのが多いです。葛城市ではあまりそういう考えは、私は葛城市の指定管理者制度についての認識が非常に弱いと思っていますので、ガイドラインもないしね。そうすると、自主事業をどう考えておられるのか、今回の委託でですね。その場合の収益をどの程度考えておられるのか。それを出さないと、普通指定管理者制度のメリットというのは、私が考えているメリットというのは、自主事業でもうけてもらって、それで管理・運営費を下げると。だからコストダウンができる、もちろんいいサービスもする、だけどそこでもうけてもらっている、その収益の

一部でコストダウンをすると、指定管理者制度が財政上メリットがあるのはそういう面ですね。もちろん市民サービスも、それでいろんなサービスが提供される創意工夫がある。いろんな形で、ここに書いてあるメリットは、それは私も分かっていますから。だから、コストの部分で検証されるというふうに書いているんだから、利用料金の設定をどうしているのか、自主事業における収益をどう見て、それをどうコストに反映させているのか。これについてちゃんと数字を出していただきたいと思います。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの谷原委員のご質問にお答えをいたします。

まず大前提として、金額について表記することを控えておりますのは、例えばこういった施設を何人で運営して幾らで運営ができますよというようなところというのは、企業のいわゆる企業努力によって変化していく部分ですので、将来に予定をしております公募に関して、金額の部分に関しては事業者によって差が出てくる部分ですので、金額を公表すること自体はふさわしくないということで表記するのを控えております。数百万円という表記で止めてございます。

中身につきましては、基本的には業務運営の基準書というものを、5ページぐらいあるんですけど、中身の業務内容、こんな内容を想定していますというような業務内容を仮に想定をしまして作成をしております。これを基に見積りを聴取しておるんですが、その中には、例えば開館時間であるとか、イベントのこと、イベントというか自主事業のことに関しても記載がございます。ただ、先ほどもありましたが、メリット、デメリットを比較して、サービスはよくなるけれども恐らく金額が高くなりそうだという想定があったものですから、あまりサービスを盛り込んで、その高いサービスに対して見積りを出していただくというのではなかなかコスト比較というのが難しくなってくるだろうという想定の中から、今の現状の當麻文化会館であるとか當麻図書館の運営からあまりかけ離れない、かけ離れ過ぎない基準を想定して、この基準書を作成しました。例えば開館時間に関しましては、週1回の休みとすることを規定してあります。開館時間は午前9時から夜の7時までと、今よりも少し長くなるような想定で記載をいたしました。

ほかにも、自主事業に関しましては、今直営で実施をしている自主事業、もしくはサポートしている事業というのを数をお示ししまして、それ以上の自主事業の開催を想定してください。それに加えて、収益の上がる自主事業に関しましては各自の想定の上で、提案による改善を想定していますよという程度で止めております。収入を見込んで見積りを上げていただくと、これまたなかなか比較がすごく難しくなりますので、収益を見込んで入札金額を決めていただくというのは、次の公募の際の要件の中でもう少し詳しく、こちらの要求水準を上げていくことになるのかなと思っています。その程度で大丈夫ですか。

以上です。

奥本委員長 前提としての話でしたけども、いいですか。

谷原委員。

谷原委員 1つは、業者へ事例調査等をされていますよね。そしたら、図書館、社会教育施設と併せ

た複合施設で、例えば自主事業でどの程度の収益を上げておられるか等、調査されていますかね。全国的にも、これはいろんな要求水準表をホームページで見ることができますよ。その中で指定管理者制度は、きちっとやっているところは、やっぱり業者に強く、これでやってくれとやっているわけですよ。業者の言いなりになってないんですよ。だから、これで収益を上げて、これ以上の金額以下でやってくれと。これだけのサービスをやってくれで公募して、やってくれるところが出てくると。だから、業者の話し合いの中で、これだけお金がかかりますねん、指定管理料をこれだけくださいじゃなくて、行政のほうでコスト計算をちゃんとして、収益も大体全国的な標準、いろんな活動の中でこれぐらい見込みがあるだろうと見て、収益性も入れて、指定管理料も初めて出せると。その指定管理料で管理・運営をやっていただくわけですから、行政が今一般会計で事業費として上げているその事業費と、そこで初めてコストが比較できるわけですね。だから、そういうのがどの程度やられているのか見えてこないんです。今のように、まだできていませんという段階じゃないですか。

さっきおっしゃったように、これからプロポーザルする段階の中で初めて具体的に、そこら辺の金額も詰まっていくなかなと思うんですけどね。だから今の指定管理者制度で、どちらがコストがいいのか悪いのかというときに、そこら辺も含めた具体的な数字が出せないということだから、先ほど言ったように出せないというのは金額が出せないということだから、それで判断がしかねているわけですよ、こちらとしてはね。だから、そこら辺の基本的な考え方でもいいから出してほしいんですわ。先ほどあったように数字表で、何時から何時まで、何時から何時まで、職員は何人で運営されようとしているのか。それで検討しているというふうなこととかね。例えば利用料金をこれだけ見込んで、今と同等でもいいですよ、見込んで、自主事業はこういうことを考えていて、これだけの収益を業者に上げてもらうことを見込んでいます。その上で今よりも安くなるとか、今よりも高くなるとか、少なくともそういう出し方をしていただかないと、ざくっとしたことだからね。数百万高くなります、さっきの説明だったら、時間のことも分からないし、人員の人件費と言いましたけど、何人で計算されているかも分からないし。

だからそういうのを出して、具体的な金額は出さなくても、大体運営費の中の利用料金をどれぐらい見込んでいますとか、少なくとも最低限のところを見込んだ上で今の事業費とどうかと比べないと、それを見たら、人が今よりも少なくても運営できるんだなということも分かるし、あるいは逆に要るのかなということも分かるし。これは次の指定管理者になった場合の指定管理料の算定とか、指定管理者に対する要求水準書とか、そこまで関わってくることで、ぜひそれは後からでもいいですから出していただきたいなと思います。これは要望ですけど。

それからもう一つ、こちらのほうの青い最初の方針で、デメリットが書いてある中に、私が一番気になったのは、社会教育士の配置です。言ってみれば社会教育をやっていくわけですから、社会教育施設としての配置が専門性の人材が確保できると、メリットとして書いてあるんです。図書館は図書館で司書という方がおられるけれども、これは社会教育施設だから様々な文化活動とか教室とか、いわゆる社会教育を担っていく、そういう施設ですので、

言ってみれば社会教育士という形で、これは配置できると書いてあるんですね。市の場合は、市が責任を持って行うことができると。最近では会計年度任用職員が担当する分が多くなっているけどということなんですけど、ここら辺のところ辺で、どのように社会教育を指定管理者制度の中でやっていこうとされているのか。

私が懸念しているのは、お客さんになるんじゃないかと思うんですよ。指定管理者が運用すると、ここに書いてあるように、マーケティングの観点からやられることになると思うのと。今は教室でもサークルでも、基本的に住民が、市民が、ある意味では主体、担い手ですよ。そこをお手伝いしているのが行政という、こういう構図なんですね。だから、市民の方々も行政に対して、こういうことをやってほしい、ああいうことをやってほしいということ結構自由におっしゃることができるし、それが行政にも反映されていくと。ところが、指定管理者制度の場合では、やっぱり民間の会社が運営されます。民間の会社の事業として運営されますので、お客さんになってしまう、つまり顧客という形になってしまうんじゃないかということを私は恐れているんです。これは社会教育施設ですから、やっぱり住民の方々の文化活動に対する、市民としての様々な活動、それを援助するのがこういう施設だと私は思っていますので、そこら辺がどういう形になるのか、指定管理者制度においてですね。これは私は指定管理者制度における1つの大きな問題だと思いますので、ここら辺がどのようにクリアされるのかというのが見えてこないで、そこら辺を教えてください。

奥本委員長 多岐にわたる内容でしたけど、まず先ほどの質問の確認をしたいと思いますが、これ、分析された上で、前回メリット、デメリットがあって、これに対する分析があった上で今回のこの資料につながっているとは思いますが、分析された資料はあるんですよね、これは。なかったらこれは全くもって自分たちの想像でってなってしまうので、それがまずあるのかないのかだけ確認します。要するに、この資料の根拠となったデータはちゃんとあるんですよね。ないとこんなのは作れないと思うんですけど。そこをはっきり明示してください。出せない理由としては、先ほどおっしゃったように、数値的なことが独り歩きするとまずいからということですよ。それでいいのかどうかだけ、改めて確認します。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの確認事項でございますけれども、データとしては見積り等も取っておりますので、資料としてはございます。

奥本委員長 それに基づいてこれを作られたということですよ。

吉田庁舎機能再編推進室長 はい、そうです。

奥本委員長 比較対照としては、現状の葛城市の直営でやっているコストということによろしいですね、そのところは。

吉田庁舎機能再編推進室長 そうです、はい。

奥本委員長 それを踏まえた上で先ほどの問いですね。特に社会教育施設のところで、企業、民間の営利の視点で、マーケティングの視点でやられるとよくないというところでしたけど、その辺りのところはどうか担保されるのか。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをいたします。

運営基本方針のほうにお示しをさせていただきました社会教育士の有資格者、こういった方が必要かどうかという部分は議論を抜きにして、このメリット、デメリット比較を作らせていただいておりますが、基本的にそういったことを要求事項として仕様書に盛り込めば、実現が可能ですよという分析をさせていただいたところです。今回に関しましては、それに当然費用がかかってきますので、その費用が妥当な費用なのかどうかというところを検証の材料とさせていただいているところです。

今後、そういった部分が営利目的にならないかどうかということのお問い合わせだったと思う…。

(「市民との関係」の声あり)

木下庁舎機能再編推進室長補佐 市民との関係の担保につきましては、事業者とのヒアリングの中でも、対話の中でもいろいろ確認をさせていただいているところですが、例えば自主事業の中の一環として、社会教育に関する指導者を市民の中から育て上げるようなプログラムですとか、そういったことを自主事業として実際されておられる事業者もおられることですか、全く委託で資格者を確保するというだけでなく、市民の中からそういった可能性のある有能な方を掘り起こして、そういった人材を育成するという事業も行っておられるということでしたので、お任せすることで今よりもアイデア次第でよくなることもあるんだなということは確認をさせていただいております。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 答弁漏れがあるので、長々と話したらあれですけど、要は自主事業を認めておられるということがありましたけど、それについての収益についてもコスト計算のときにある程度勘案されて、計算されて検証されたのか、これをお聞きしときます。それをさっき伺ったんですけど答えがなかったのです。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問で自主事業も含めたということなんですけれども、そこは含めておりません。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 コストのほうなんですけども、先ほど言った人件費が数百万高くなるということが私はすごく引っかかっているんですよ。だから、指定管理者をやったときこれがいくと、今の要は事業費より、今の葛城市が一般会計から負担している直営でやっている事業費より数百万高くなる。だけど、先ほど言ったように時間を葛城市も7時までやるとか、いろんなことをやったら同等になるのと違うかと。これは私は考え方が逆だと思っているんですよ。つまりどの程度市民にどういうサービスをするかということは、財政についての、こちらとしての限度があるわけですから、その範囲でこういうことをやりましょうということで相手に求めないとなかなか難しいと思うんですよ。何ぼでも値段が上がることになるからね。そのためのサービスになるから。だからそうであるならば、私は収益事業を入れた経費の削減というふうなことも含めて考えておられるのかといったらそうでもないのです、最後、もう一回聞

きますよ。上がるんですか、今よりも数百万。さっきの話やったら、数百万上がりますと指定管理者にね、今の仕様書でいくとね。同じような仕様書にすると、葛城市はほぼ同等になるというふうな考えになったので、これは上がるのかどうか。そういうふうな指定管理者としてこれをやるのかどうか。これをお聞きします。

それから2番目の質問ですけど、社会教育の件でいうと、具体的に言いますよ。例えば図書館なんかだったら、市民の方の活動がありますよね。本を子どもたちに読んでいるような会が、新庄の図書館にも當麻図書館にもあって、熱心に子どもたちに本を読ませようという方の活動があると。今は直営ですから、行政とタイアップしてそういうボランティアの方もしっかりと受け入れて、要望も聞きながらやっていっていると。それが例えば指定管理者になったというときには、これはどうなるのか。そういう方々の活動の関係ですよね。それは例えば市が受けてちゃんと……。

奥本委員長 谷原委員、もう少し簡潔でお願いします。まとめてください。

谷原委員 それをお聞きします。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 費用比較のコストの部分についてですが、今の現状の運営をベースに比較をしているんですが、現状の運営よりも増加させたサービスというのがこの基準書の中ではございますので、当然その分費用は高くなるという想定をしております。これを直営でやった場合の費用につきましては、いただいた参考見積りよりも高くなるという試算をしております。平均給与ですとか、そういった部分で試算をしますと高くなるという試算をしております。ということです、まず例えばサービスを決めて、水準を決めて、それを職員の給与に換算をして値段設定をしますと、当然それよりも安い金額でサービスを提供していただけるんじゃないかという費用比較の結果となっております。

1つ言えるのは、同じ金額の中でもどれだけたくさんのサービスを前向きに事業者のほうから提案を引き出せるのかということ、お互いの交渉の中で、交渉というか、うちで言う公募の作り方、向こうで言う提案の仕方によって、サービスの高い意見が引き出せるかというのが勝負の出るところだと思いますので、その辺、どういった公募で今後要求水準を決めていくかということ、なかなかここで大っぴらにしにくいところはあるんですが、できる限り高いサービスが引き出せるようなことを検討していきたいと思っております。

もう一つ、現在のボランティアであるとかの関係性ですが、そういったところも当然引き続き指定管理者の中から関係性を保ったまま、今の運営を続けていくということを前提に問いかけてしておりますので、よろしくお願いします。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 コストについてですけれども、だから、かなり水準の高い、数百万上がるとおっしゃったサービスをやるのかどうかというのはまたこれからの話ですね。だから現状でやっている、葛城市がやっているのだから合わせると、コストはそれを見ても下がるということですね。そういう意味ではコストが検証できたということということですね。分かりました。コストの検証についてはそういうことで検証したと、費用低減効果があるということが分かりました。

ここへ書いてあるからね。私はその根拠を今ずっと確かめるために質問をしていたわけですから、そういうふうに判断されたら、直営と同等、もしくは指定管理のほうに費用低減効果があるということですね。

奥本委員長 質問はまだやられますか。

谷原委員 意見ですよ。それは分かりましたということですね。最初の質問に対するコストについては分かりました。それから、次の指定管理者のほうでコストを低く抑えたまま、より高い水準サービスが提供できる可能性があるというのは、要求水準書の中でそういうことを業者に求めていきたいということで、そういうことで可能だということも分かりました。

最後に、要は生涯教育の関係で、4ページ以降のところですね。言ってみれば、生涯学習の観点からこれについても指定管理者に対して、現状、今様々な取組をやっておられる方ともしっかりと関係性を持ってやっていくということについては確認できました。私がなぜそういうことを確認したかということ、デメリットのところにそういうふうに書いてあるわけですね。市の職員が培ってきた経験とか知識とか、そういう様々なところとの関係性をしっかりと相手方の指定管理者と研修や勉強会などをやったり、そういうことでしっかりと相手に調整してやっていくということがデメリットになって書いてあるものだから、だからそこをしっかりと今後、担当課と指定管理者がやっていけばデメリットは克服できるなというふうに理解させていただきました。だから、それでもって指定管理者制度を導入したほうがいいとか、どうこういうのはまた判断は違うんですが、取りあえずこの検証でおっしゃっていることについては確認できたということです。

以上です。

奥本委員長 ちょっと整理して、確認だけもう一回しておきます。指定管理の細かな制度設計というのは、今後の指定管理に移行するとしたときのまた話になりますよね。それと、谷原委員もご心配されていますけども、前回の資料のメリット、デメリットのところで、逆に今直営のことですけども、直営のほうでメリットがあって指定管理のほうでデメリットになっている項目というのは、それは今後の仮に指定管理をやるとしたら、そこに対して直営のメリットを生かせるような対策をしてくださいということは盛り込むことはできるんですよ。そこだけ答弁をお願いします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 仕様書にその明記をすることはできますので、それで対応させていただきたいと思います。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 谷原委員のあの言い方って、私、誤解を招くような発言やった。というのは、切り取ったらあかんと思うんです。指定管理による運営の人件費のほうが高いところだけで言うたはりますやろう。

(「費用低減効果がある」の声あり)

増田委員 言いましたけども、何百万高くなるという発言ばかりしはったから。私、そうじゃないで

しょうって。ここの一連のこの5行をきちっと最後まで読んで発言をせんと、誤解を招くような発言やと私は思いましたよ。私はこの最後の費用低減効果があると分析していますというところを評価しているのです。

それから、私、西川委員もさっきおっしゃられた葛城市らしいという、これ、どういう意味かなというの、私、これは大事やなと思うんです。柴田委員も言わはったように、指定管理をすんなったら早いめに言うて、デザインとかノウハウも全部ぶち込んだ段階で指定管理者にノウハウを発揮さすというのと、私は葛城市らしいという、やっぱり葛城市の公立の図書館ですよというものを外さないというのと、裏と表になっていると思うんです。このところはしっかりと、どこやったっけ、大事なことを書いてたん。7ページのその他の業務については、市と指定管理者でそれぞれ役割を担い連携して実施しますって。その次に、方針や事業の方向性等については市が定めって、ここがしっかりと方向性を市が定めて、市民にこういう運営をしてほしいというニーズ調査をして、それを業務に反映していただくように指定管理者に委託をする。これをしっかりとやりますと言うていただいたら、私は市民の方々から、指定管理して乗っ取られた的なそういう喪失感というのは出てこないと思うんですけれども、きらびやかな模様替えをしはって、らしくないねというふうな形にならないように、葛城市らしいというのは、私はそれを意味している表現やと思うので、ここを大事にしてほしい。指定管理をするにしてもね。

以上です。答弁は要りません。

奥本委員長 ほかにありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私は6ページの2番のところの、複合施設のみ指定管理者制度を導入し、新庄図書館は直営として関係性を構築すると。幸いにして、幸いにしてというか、複合施設は指定管理、今導入の話があります。新庄図書館は直営ということで。ほんでこの下の段に入りまして、複合施設のみ指定管理を導入し、新庄図書館に市職員を集約させた場合は、直営館として指定管理者の業務内容を確認し、指導、評価することができるという。幸いにして、仮に指定管理者となった場合、こっちは直営という。これはお互いに指導、評価をするという、こういう関係性ができるというところで、しっかりとこの部分は、指定管理の部分につきましても管理しながらやっていけるのではないかなと、私はこのように思います。ここら辺のところもしっかりとまたやっていただきますように、よろしくお願いします。

奥本委員長 ほかにありませんか。

大体意見が出尽くしていると思います。今回の施設管理・運営計画のところは、これまで長らくいろんな話合いを経てきた中で、1つの方向性をこの委員会に対して求められている内容でもあります。西川委員が前回の9月からもおっしゃっていますけれども、今後、設計に入っていくに当たって、やはり運営のところの考え方を入れないと、運営と設計は全く別々やってちぐはぐなものになってしまっては、せっかくつくったのにいいものにできない、市民にも利用してもらえないということで、いろんな分析をしていただいているわけです。この後、スケジュールだけを今日中にやりたいんですけれども、今後のスケジュールを考えた

ときに、やはり増田委員もおっしゃったように、地域の住民の方からも早くやってほしいという声も上がっていることですので、できるだけこのスケジュール案ですけれども、死守していきたいと思っております。

そうなってくると、まず今日いただいた資料に対しての判断というのを当委員会でする必要がございます。懸念されている声もありまして、やはりそこは運営に関すること。これがやっぱりサービスの低下につながってはいけません。これは皆さん同じ考えだと思いますし、それを基に分析もしていただいていると思います。今後、仕様書、どういうことをやってもらわんとあかん、逆にこの範囲でこれだけのものを要求するという水準書はまたこれからの話になりますけども、まずは今日、この委員会では、出てきた指定管理が有効という意見に対して1つの判断を示したいと思っておりますので、これについて各委員、意見をいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

（「指定管理が有効」の声あり）

奥本委員長 有効というか、振り返りというところが、前回有効というのが出まして、それに対する細かな分析が今日出てきたわけですけども、まとめのところで、いろんな条件がありますけれども、市が管理しながら指定管理がやはりいいのではないかという結論に至っているわけですけども、これについて委員の意見を聞きたいと思っております。

谷原委員。

谷原委員 私は、増田委員が最後におっしゃったことが全てやと思っております。指定管理といっても、ひどい指定管理者もあるし、本当に優れた指定管理者もいらっしゃいます、いろんな例でね。だから、指定管理者制度がいい、悪いということではないと思うんです。実際、全国で指定管理者制度というのは導入されて、葛城市でも公共施設については指定管理者を指定してやっているわけですから。だから、私としては、導入するしないは議会の議決事項でもありませんし、これについては行政が判断すると私は認識しています。だけど、計画についてご意見をということだから我々は言っているということなので、増田委員がおっしゃったようなことを私はきちっとやっていただければ、いい指定管理者制度の運用になるし、そうでなければ、直営でやったほうがいいよというふうになるので、だから、奥本委員長がおっしゃるのがどういう意味かちょっと私は、ここで我々がそれがいいということで判断ということじゃないと思っておりますので、今日の意見を聞いていただいてこの計画案を、これは議決事項じゃないですよ。だから、それで判断していただけたらと思うんですが、よろしいでしょうか。

奥本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 委員会として、指定管理者制度に向かって進むのか、直営に向かって進むのかという方向性は、やはり意思統一をするべきであるかなと、私はこのように思います。皆さん、いかがでしょうか。

奥本委員長 副委員長から今こういう問いもありましたし、谷原委員の意見も。

西川委員。

西川委員 もちろん議決事項でもないんですけど、僕の中ではさっきも言いましたように9月の段階

で、民間の指定管理で進められるということを受けて、これのまとめやと思っています。そ
やからこれについては決を採るとかでもない僕の中では思っていましたし、より具体的に
上がってきて、これで指定管理で、僕の中ではこの資料を見させてもらって特に、もちろん
今度公募されてプロポーザルをされるときはいろいろと条件もつけられて、よりいい民間の
指定管理の業者を選択していくようになると思うんですけど、僕はこの内容についてはオー
ケーや、オーケーというか、これで進めてもいいんじゃないかなと思っています。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 私も今までの議論の積み重ねの中で、この建物だけがどうのこうのというんじゃなくて、
新庄図書館との兼ね合いというか、それもきちっと議論もされて反映されていますし、それ
で、一般質問で私もずっと言っていますけども、新庄図書館の図書館としての機能というか、
それをやっぱり上げていくということがすごく大事だというふうに言っています。その中で、
それももちろん前提としてあって、今回、本当に新しいというか、葛城市に人が集う複合
施設をつくっていくというふうなことであれば、やっぱりそういったノウハウを持ったところ
に維持管理を任せるということは、これは意味があると思います。開館時間の拡大もそう
ですし、それからあと、専門的な人材の確保及び維持というところについても、直営のほう
ももちろんやらしてもらわなきゃいけないし、こちらのほうが指定管理のほうもそういうところ
で集めやすいという部分も実はあるんですよね。それからあと、一般質問でも申しました
けれども、例えば滋賀県のように周りが全部直営館ということであれば、私はそういった近
隣の図書館との交流ということもあって直営がいいというふうに断言はできるかと思うんで
すが、奈良県はそうではない。図書情報館というのは図書館かという、あります。それか
ら近隣の図書館も指定管理をしているというふうなところもありますので、今までの議論の
中で、例えば選書購入、その他、それからあと、ほかの委員の方々おっしゃったのでかぶる
ので言いませんけれども、やはりちゃんと公共施設としての担保をしっかりとすること
でありますので、私は指定管理ということでできるだけ早く設計に生かすというふうなこと
で、私もいいかなと思います。

奥本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 私も直営ではできないサービスとかも指定管理ではできるとしますので、その辺りは指
定管理にすごく期待もあるんですけども、本当に市が主導してというところさえきちり
守っていただけたら、私も指定管理は市民の方のサービスにもつながると思いますので、い
いと思います。

奥本委員長 大体出尽くしましたね。

川村議長。

川村議長 長らくこの指定管理の件につきましては、時間をかけてご議論いただいたと思っておいま
す。大事なことは、我々議会は理事者の提案によって、こういった方向性をひとつ見守って
いくという立場で、これから指定管理者制度も含めまして、市が一番大切なところは、今回
の運営計画の前編の案の最後のところですよ。指定管理の導入に当たっての市としてのし

っかり監督していくその権限、ここはしっかり行使していただかななくてはならないので、ここについては我々は、市民が喜んでいただいているようなサービスがちゃんとできているかということについて、これからチェックをかけていかないといけませんので、一定の説明に対して、市がこうやってやっていくという方向性に一定の理解ができたというところがこの特別委員会の1つの方向性かなと。議決するような内容ではありませんので、理事者がその方向でいくということをしかり我々もチェックをしていくという立場でいただければよいのかなと思っております。

以上です。

奥本委員長 各委員とアドバイザーである議長からのお話も今ございましたけども、そもそも特別委員会、やっぱり市民にとって非常に重大な問題だということであつたわけなんです。それと、そうなってくると、やはり理事者側の動きに対して報告を求めながら、そこに対する管理監督というところを機能を利かせていく、そのための特別委員会です。今回、今回というよりも長らくかけて分析していただいて、設計に関わってくるところで、前提としての指定管理を、この問題を抜きにはなかなか設計に進めないという判断があつて、こういう分析の結果が出てきて、それを今議会としてどういう方向性でいくかというのを問われていることだと思います。

それに対して委員の意見も聞きまして、ただ、懸念するところは、谷原委員ご指摘のように、直営であっても指定管理であっても、また業務委託という方法もありますけれども、それぞれメリット、デメリットがあるわけなんです。それをメリットをどう生かしながら、うまく補完しながらデメリットを消していくかというのが、どの方法を取っても求められるわけなんですけれども、ただ分析の結果、指定管理に一定の優位性があるという分析が出てきましたので、それに対するこの委員会としての見解として、各委員のほうから、これで進めではある一定の成果があるという意見もあつたかと私、今聞いてて思いました。ですので、当委員会としての方向性ですね、これは議決事項でも何でもありませんし、それぞれにまた、この委員以外の方もいろんな意見をお持ちの方がいらっしゃいますけど、まずこの特別委員会としての方向性として、今の意見を踏まえまして、指定管理のこの方向性でいっていただくと。ただ、我々はまだチェックは放棄したわけじゃありませんので、細かな仕様も含めて、今後どういうふうに執っていくかについては細かな報告をその都度やっていただいて、それに対してやはり我々はチェックを利かせていきたいと思っていますので、まずはこの資料に関してはそういう形でいっていただくということでこの委員会として進めたいと思うんですけども、これについていかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 よろしいですか。

吉村委員 1つだけ質問。委員長も触れられましたが、要求水準書というのはすごく大事になってくると思うんです、それがちゃんとできているかどうか。それについてはこの委員会でもた今後示してもらったりとか、そういうことはできるんでしょうか。それを確認だけ。

奥本委員長 お願いします。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの確認なんですけれども、要求水準書というか、公募の要件自体を公募よりも前に公表するということはかなり慎重に行いたいと思っているんです。ただ、確認していただいた上で公募に踏み切りという手順であれば、内容を公開することができないと思いますので、協議会とかそういった形でお話をさせていただくということは可能かなと思っています。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 この辺りは委員長のご判断だと思いますので。

奥本委員長 私の判断というよりも、基本的に入札とかいろんなことに関わることについて事前に漏らすと、我々もやっぱり議員として守らないといけないことに違反するわけですから、そこに関しては、報告は当然いただきますけれども、公開の場では当然できませんというのは我々は分かった上で言っているわけですから、そこはその辺をちゃんと分かった上での、お互いにその辺の話は取決めも確認しながらやっていっていただけたらと思いますので。ただ全く何もないというのは我々、チェックしようがないので、やはり懸念されるような、結果、決まったけど、この業者はこんなこともでけへんのかとか、あるいは、こんな勝手にされたら困るわということになってしまうと困りますので、そのところは慎重に進めていっていただきたいと思いますので、くれぐれもよろしくお願いしておきます。

ほか、よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 数字はいいんですよ。数字はいいんだけど、要求水準表でこういうことって出されますやんか。でも、それは非常に大事なことやと思うんですね、葛城市がどういう要求水準で相手方に求めるのかということになるので。それはぜひ、出せるものだったら、これも本来、議会でどこまで関与して議論するかということに関係するんですけど、非常に丁寧にやっていたいので、それはそれで出していただいて、我々も関心があるので、ぜひお願いしたいということです。

奥本委員長 今回、指定管理、我々が求めているって、行政のほうも同じだと思うんですけど、従来の葛城市の指定管理者制度というのは谷原委員が再三指摘されているように、いろいろ取決めが甘いというか、細かなところまで詰めきれてないですよ。だから、今回の指定管理に関しては従来と違う本当の指定管理者制度、ほかの自治体が目指しているようなところの精度の高いところを我々も目指していきたいと思っていますので、そういったところも踏まえた上で設計をやっていっていただきたいと思います。

それと、西川委員が再三おっしゃるように、運営が前提となった中の設計になりますので、その辺も事業者が違おうとしてもうまくリンクできるようにやっていっていただきたいと思います。これはまたそちらのほうの話になりますので。

ということで、今日、時間が押していて、スケジュールのところだけ簡単に言っていますか。それから、周辺の跡地活用の件に関しては、また別の機会を設けて委員会をするという形にしたいと思いますので、今に関するこの辺のスケジュールのところだけ説明をお

願います。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 それでは、資料4をご覧ください。

最後に、今後の整備スケジュールについてでございますが、表中の実線部分は確定している内容、点線部分は今後の予定という形で表しております。

今後のスケジュールといたしましては、令和6年度末まで設計及び複合施設周辺エリアの活用検討業務を行いまして、令和8年度の中旬の供用開始を目途に、令和7年度から令和8年度中旬にかけて改修工事を行う予定をしております。また、設計業務と併せて、複合施設管理・運営方針に基づき、管理・運営計画の策定を行う予定をしております。

なお、先ほどまで管理・運営の方向性について、指定管理者による運営が適しているとお示しさせていただき、本委員会においておおむねの了承を得ましたので、今後の指定管理に係るスケジュールにつきましては、次回以降でお示しさせていただきたいと思います。

次に、施設ごとのスケジュールでございますが、當麻文化会館は令和6年度末まで開館。改修工事期間は休館となるため、改修工事に伴う休館期間中の各クラブ活動については、中央公民館などで継続できるよう調整を行っています。また、當麻図書館は令和7年度末まで開館。令和8年度中旬の供用開始までの間の貸出業務については、新庄図書館と連携して継続できるよう検討しております。當麻庁舎は継続して業務を行い、令和8年度中旬を目途に新しい複合施設での供用開始の予定をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

奥本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、確認事項等ございませんか。いいですか。

増田委員。

増田委員 まだ早いですかね、これ、（仮称）當麻複合施設って書いとるんです。イメージアップするようなニックネームでも結構ですけども、また公募をしたり、盛り上がる1つの要素になるのかなと思いますので、ご検討をお願いします。

奥本委員長 ご検討をお願いします。

ほか、よろしいですか。

そしたら、時間が押してきて申し訳ないんですけども、本来今日やる資料3は別の日に。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 申し訳ありません。最初にゾーニング案についてご説明させていただいた資料の追加資料をご用意させていただきましたので、お帰りの際には持って帰っていただけるように、お配りさせていただきたいと思います。

奥本委員長 それでは、資料3については後日、日を改めましてまた委員会を開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。そこでまた周辺の説明をお願いしたいと思います。

委員外議員はいらっしゃらないですね。

では、本日の調査案件については以上といたします。

皆様、長時間にわたって慎重審議ありがとうございました。1つ、複合施設の長い長い議論の中で一定の方向性が今日出たのかなという気はしております。ただ、これからそれが現

実のものになるまでまだまだ越えないといけない山がいっぱいありますので、理事者の方と一緒に、議会のほうもチェック機能を強化しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、これをもって本日の調査案件は全て終了いたしましたので、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後6時22分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長

奥本 佳史

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会副委員長

松林 謙司